

令和3年～
令和7年度

第3期 那珂川町地域福祉推進プラン

——那珂川町地域福祉計画・那珂川町地域福祉活動計画——

元気で明るく暮らせるまちをつくる



令和3年3月
那珂川町
那珂川町社会福祉協議会

はじめに



これまでの福祉は、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとに必要なサービスの提供を目的としてきました。しかし、生活していく上での問題は、複雑化・多様化し、一つの制度のみでは解決困難なケースが増加しております。当町におきましても、少子高齢化・地域コミュニティの希薄化が進むなかで、介護や子育てなど一つの世帯で複合的な課題を抱える方が増加しており、今後もその傾向はつづくと思われま

す。

このようななか、国においては、平成 29 年に社会福祉法を改正し、高齢者、障害者、子どもなどすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉を推進しようとしています。

このような社会の変化や地域の課題を踏まえ、これまでの地域福祉の取り組みをより一層充実させていくため、前計画を見直し、「第 3 期那珂川町地域福祉推進プラン」を策定いたしました。

地域共生社会は、行政と町民、関係機関など、多様な役割を果たすそれぞれが連携・協働し、地域福祉を共に担い、この地域に住んでよかったと思える町づくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員」のみなさまをはじめ、計画の策定にあたり実施しました地域福祉に関するアンケートにご協力いただきました町民のみなさまに、心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

那珂川町長 福島 泰夫

「第3期那珂川町地域福祉推進プラン策定にあたり」

第3期那珂川町地域福祉推進プラン策定にあたりまして、コロナ禍のなか、ご尽力を賜りました策定委員をはじめ、町民の皆さま、関係機関の方々に厚く御礼申し上げます。

さて、国においては、高齢者や障害者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しています。

一方、那珂川町は今、人口減少、少子高齢化などが急速に進んでおり、それに関連し複雑かつ多様な困りごとが増えつつあります。

そのような課題に応えるため、行政、福祉事業者、民生委員児童委員などの福祉関係機関・団体だけでなく、当事者も含め、町民の皆さまと共に一丸となって課題に取り組むなど、今まで以上に町民一人ひとりが支え合うことが大切であると考えます。

また、今回の計画策定にあたり実施した「地域福祉に関するアンケート調査」で、当会に関する質問を設けさせていただきましたが、町民の皆さまが、当会にどのようなことを求めているかを改めて知ることができましたので、今後の事業に可能な限り反映して応えていきたいと思っております。

今後当会では、今回策定した第3期那珂川町地域福祉推進プランに基づき、基本理念である「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の実現に向けて、町民の皆さまや行政、関係機関と協働しながら、各種事業を推進して参りたいと思っておりますので、引き続き、町民の皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会会長 佐藤 佳正



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要.....	3
(1) 計画の趣旨と背景	3
(2) 地域共生社会の実現に向けて	4
2 地域福祉と「自助」、「互助」、「共助・公助」	5
(1) 地域福祉とは	5
(2) 「自助」、「互助」、「共助・公助」の考え方.....	5
3 計画の位置づけと計画の期間	6
(1) 計画の法的根拠と役割.....	6
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定	7
(3) その他関連計画	7
(4) 計画期間.....	8
4 計画の策定体制	9
(1) 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置.....	9
(2) 専門部会の設置	9
(3) アンケート調査	9
(4) パブリックコメント.....	9
第2章 那珂川町の現状	11
1 人口動態と世帯の状況	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 人口構成比の推移	13
(3) 人口ピラミッド	14
(4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移.....	14
2 子ども・高齢者・障害者等の状況	15
(1) 子どもの状況	15
(2) 高齢者の状況	16
(3) 障害者の状況	18
3 地域の状況.....	19
(1) 社会福祉協議会	19
(2) 民生委員児童委員数の状況	20
(3) ボランティア団体等.....	20
(4) NPO法人	20
(5) 福祉施設.....	21
4 アンケート調査概要	22
(1) 回答者の年齢	23
(2) 地域の範囲	23
(3) 近所付き合い	24
(4) 相談や情報提供	27

(5) 住民同士の助け合い・支え合い.....	29
(6) 地域福祉推進のための施策	31
(7) アンケート調査のまとめ.....	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 計画の体系図.....	39
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	41
基本目標1 みんなの支え合いで安心して地域で暮らせる計画	43
施策1 交通手段の確保	43
(1) 公共交通の維持と利用促進	43
(2) 新たな移動支援の検討.....	44
施策2 防災対策の推進	45
(1) 災害への意識の向上.....	45
(2) 災害時の情報提供と連携体制	46
施策3 見守り活動の推進	47
(1) 見守り活動の担い手や組織の支援.....	47
(2) 地域の事業所との連携.....	48
基本目標2 支援につなげる計画	49
施策1 包括的な支援体制の充実	49
(1) 総合的な相談支援体制の整備	49
(2) 地域における身近な相談支援体制の充実	50
(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化.....	51
施策2 保健・福祉サービスの充実	55
(1) 情報提供の充実	55
(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実.....	56
(3) 福祉サービスの維持と人材の確保.....	57
施策3 多職種による連携体制.....	58
(1) 民生委員児童委員活動の支援	58
(2) 福祉・医療・教育など多様な分野との連携	59
基本目標3 交流を大切にする計画	60
施策1 地域コミュニティの活発化	60
(1) 近所のつながりと交流の場づくり.....	60
(2) 地域活動組織等の支援.....	61
施策2 健康づくり・生きがいづくりの推進.....	62
(1) サロン・健康づくり教室の活動の場づくり	62
(2) サロン・健康づくり教室の担い手の育成	63
基本目標4 次世代を育む計画.....	64
施策1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上	64
(1) 地域への関心と愛着の向上	64
(2) 地域の魅力の発見とPR	65

(3) 福祉意識の向上	65
施策2 子どもがすくすく育つまちづくり.....	67
(1) 子育て情報の発信	67
(2) 安全に遊べる場の確保.....	68
(3) 子育て世代が交流できる場づくり.....	68
施策3 地域福祉の担い手の育成・支援	69
(1) ボランティアの人材やリーダーの育成.....	69
(2) ボランティアセンターの機能の強化.....	70
(3) ボランティア活動の活性化	71
第5章 計画の推進にあたって	73
1 計画の推進体制	75
(1) 町民の役割	75
(2) 行政区（自治会）の役割.....	75
(3) 民生委員児童委員の役割.....	75
(4) 地域の活動団体の役割.....	75
(5) 福祉サービス事業者の役割	75
(6) 社会福祉協議会の役割.....	76
(7) 行政の役割	76
2 進行管理	77
(1) 施策・事業の点検と改善.....	77
(2) 計画の評価と見直し.....	77
資料編	79
1 策定委員名簿.....	81
2 策定市内・社協連絡会委員名簿	82

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050問題や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、町民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障害者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めています。

現在、本町では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、事業所、関係機関などとの協力も増え、さらには地域住民による自主的な活動も活発になってきています。

今後、高齢者だけでなく、子どもや障害者などすべての町民一人ひとりが、制度・分野を超えて『我がこと』として参画し、『丸ごと』つながり、地域で生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて、さらなる連携強化を進めていきます。

第3期那珂川町地域福祉推進プランでは、第2期の「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画、地域福祉活動計画を策定するものです。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取り組みと地域福祉を推進する取り組みを結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障害者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、8050問題・生活困窮・ひきこもりなど複数分野にわたる困りごとや各分野の制度の狭間にある課題を解決していくことが求められます。そのため、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取り組みを推進します。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

■地域課題の解決力の強化

- ・住民同士の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

■地域を基盤とする包括的支援体制の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

■地域丸ごとのつながりの強化

■専門的人材の機能強化と最大限の活用

(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定) をもとに作成)

【改正のポイント】(法第4条第2項、法第6条第2項、法第106条の2・3)

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。(法第4条第2項)
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。(法第6条第2項、法第106条の3)
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。(法第106条の2)

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」より

※包括的な支援体制の整備：対応が難しい複雑な課題を包括的に受け止める総合的な相談支援のこと

2 地域福祉と「自助」、「互助」、「共助・公助」

(1) 地域福祉とは

「高齢者福祉」はお年寄りを、「障害者福祉」は身体等に障害のある方を、「児童福祉」は子どもを対象とした福祉の取り組みです。「地域福祉」とは、これらの様々な福祉を「地域」の中で、行政だけでなく、那珂川町に住んでいるみなさまも「福祉の担い手」になっていただき、地域での助け合いをしながら地域全体の「福祉」の向上を図る取り組みのことで

(2) 「自助」、「互助」、「共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「互助」、「共助・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、町民同士で支え合い、助け合う「互助」が求められます。

一方、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「共助・公助」が行政の役割です。



自助

町民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



互助

隣近所・地域のみんなでできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- 地域活動の情報を発信する。
- 隣近所で支え合う。



共助・公助※

行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
 - ボランティアの養成を進める。
 - 総合的な福祉サービスの供給体制を整備する。
 - 行政施策への住民参加を促進する。
- ※共助は制度化された相互扶助（医療、年金、介護保険、社会保険制度など）、公助は公的な仕組み

3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

①地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な理念を明らかにし、その実現のための基盤や役割づくりなど総合的な方向性を示した計画となります。

○社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本町では那珂川町社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを踏まえつつ、地域住民や関係機関と連携・協働し地域福祉を推進するための具体的な取り組みをまとめた計画となります。

○社会福祉法第109条

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

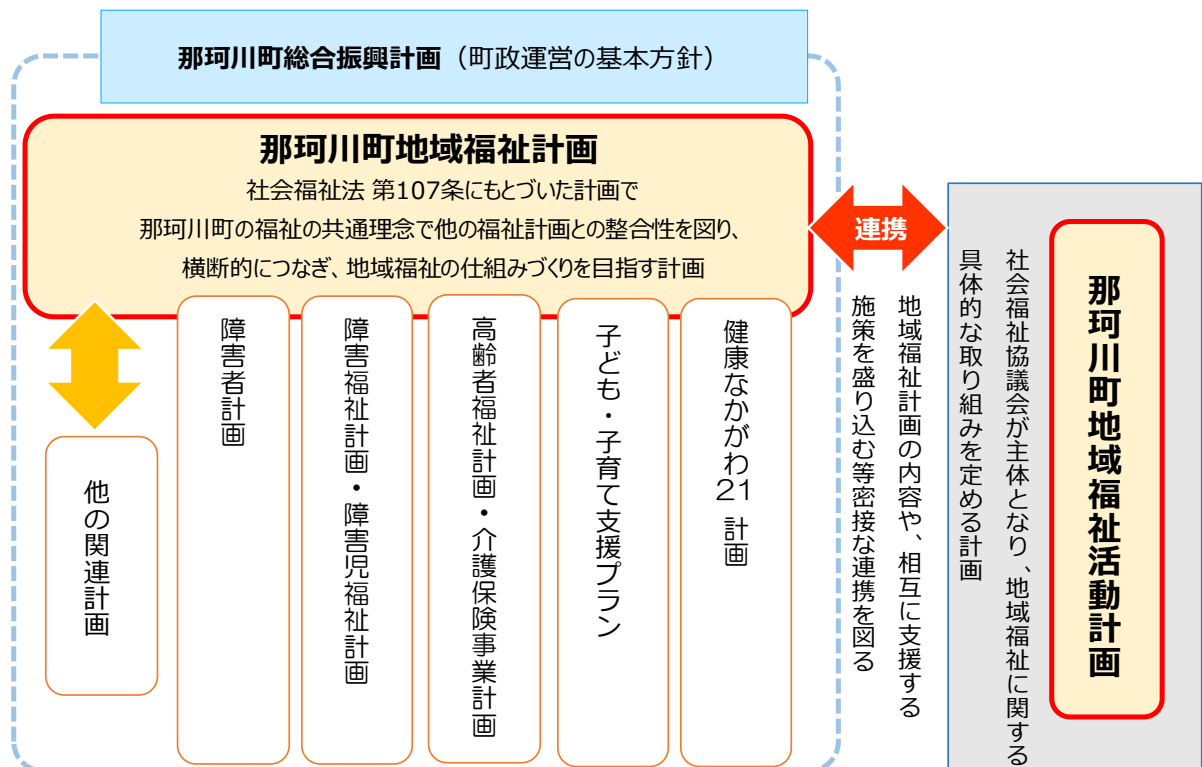
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

(3) その他関連計画

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築をめざします。

■ 計画の位置づけ



(4) 計画期間

新たな計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
那珂川町総合振興計画		第2次					第3次				
那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画		第3期(本計画)					第4期				
那珂川町障害者計画		計画2018			計画2024						次期計画
那珂川町障害福祉計画・障害児福祉計画		第6期・第2期			第7期・第3期			第8期・第4期			次期計画
那珂川町高齢者福祉計画・介護保険計画		第8期			第9期			第10期			次期計画
健康なかがわ21計画		第2期									
那珂川町子ども・子育て支援プラン		第2次				第3次				次期計画	

4 計画の策定体制

(1) 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、町民の代表、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者等で構成する策定委員会を設置しました。

(2) 専門部会の設置

専門的な知識、経験をもとに、地域づくり、福祉サービス促進、セーフティネット整備、次世代育成の各専門部会を設置し、課題解決への取り組み内容や地域福祉推進の方向性を検討しました。

(3) アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和2年3月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(4) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和3年3月にパブリックコメントを実施しました。

第2章

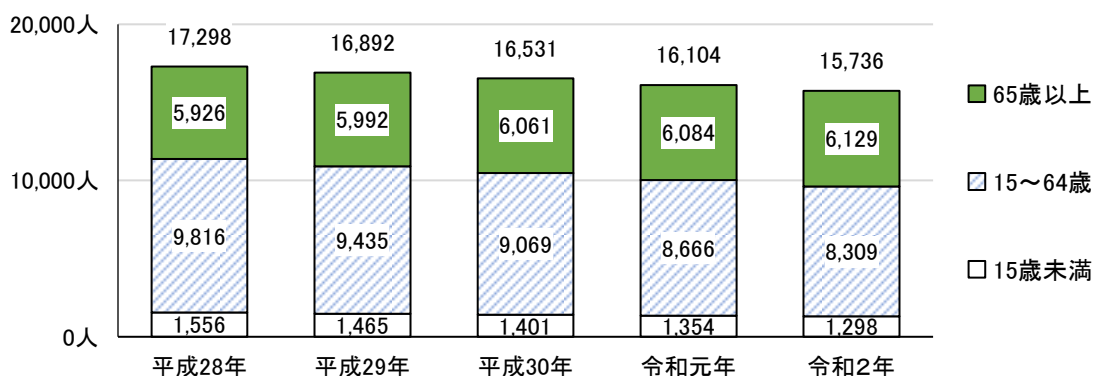
那珂川町の現状

1 人口動態と世帯の状況

(1) 人口の推移

町の総人口は減少しており、第2期計画当初の平成28年は17,298人でしたが、令和2年では15,736人となっており、人口が1割程度減少しています。

■人口と世帯数の推移

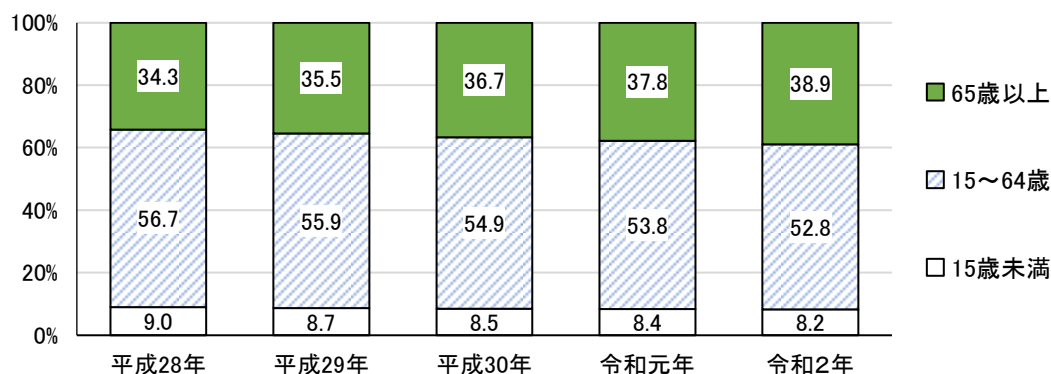


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 人口構成比の推移

年齢3区分の推移をみると、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口がともに減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増え続けており、今後も少子高齢化が進むものと予測されます。

■年齢3区分人口構成比の推移

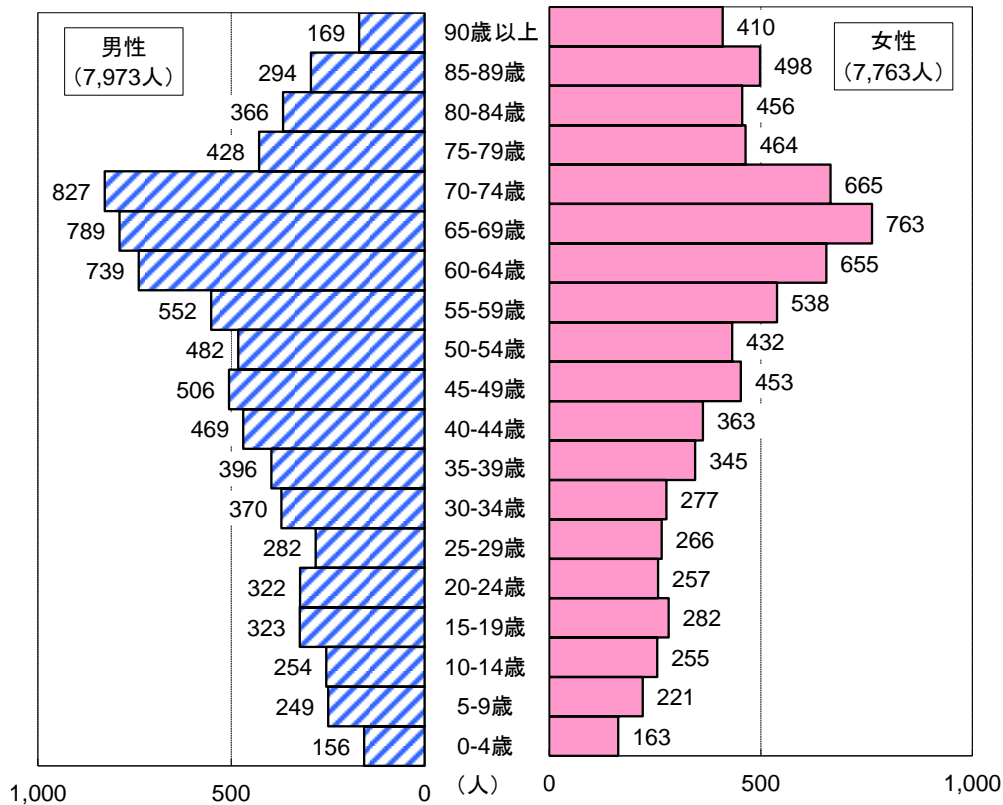


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 人口ピラミッド

令和2年10月1日現在の人口ピラミッドをみると、「60-64歳」、「65-69歳」、「70-74歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層（年少層）にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド

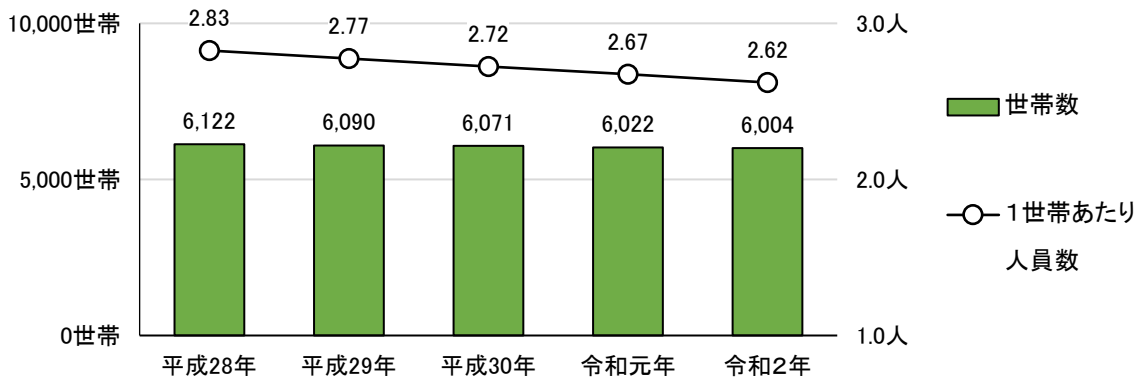


資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

(4) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな減少傾向にあり、6,000世帯で推移しています。1世帯あたり人員数も減少が続いています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

2 子ども・高齢者・障害者等の状況

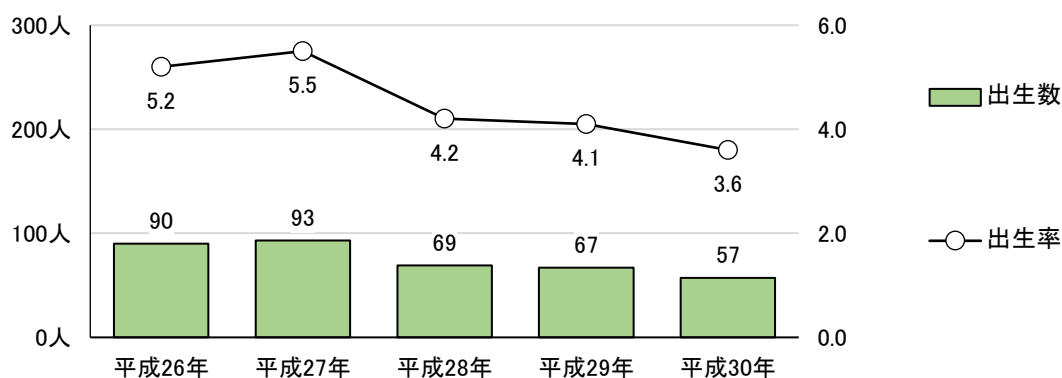
(1) 子どもの状況

① 出生数及び出生率の推移

本町の出生数については、平成26年から平成27年にかけて、90人前後で推移していましたが、平成28年以降は大きく減少し、60人前後で推移しています。

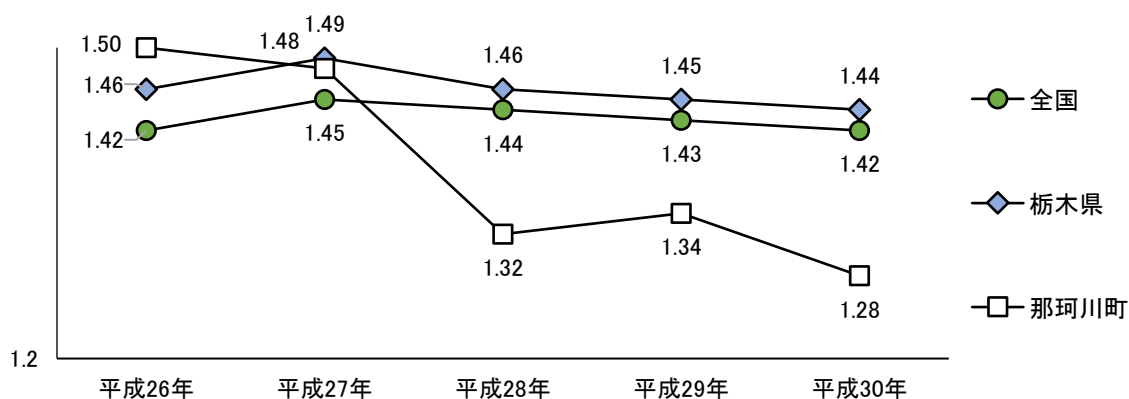
また、合計特殊出生率をみると平成26年から平成27年にかけて、国、県と同水準で推移していましたが、平成28年以降は大きく下回っています。

■ 出生数の推移



資料：栃木県保健統計年報

■ 合計特殊出生率の推移

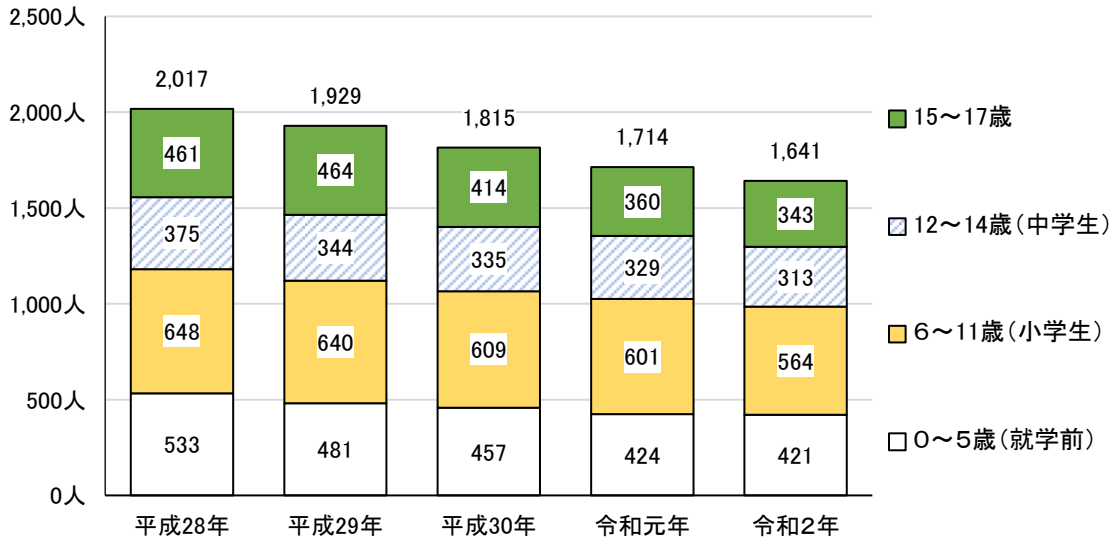


資料：栃木県保健統計年報

② 児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は、令和2年10月1日現在で1,641人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は421人、6～11歳の小学生児童数は564人、12～14歳の中学生児童数は313人、15～17歳の児童数は343人となっています。平成28年から令和2年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の推移



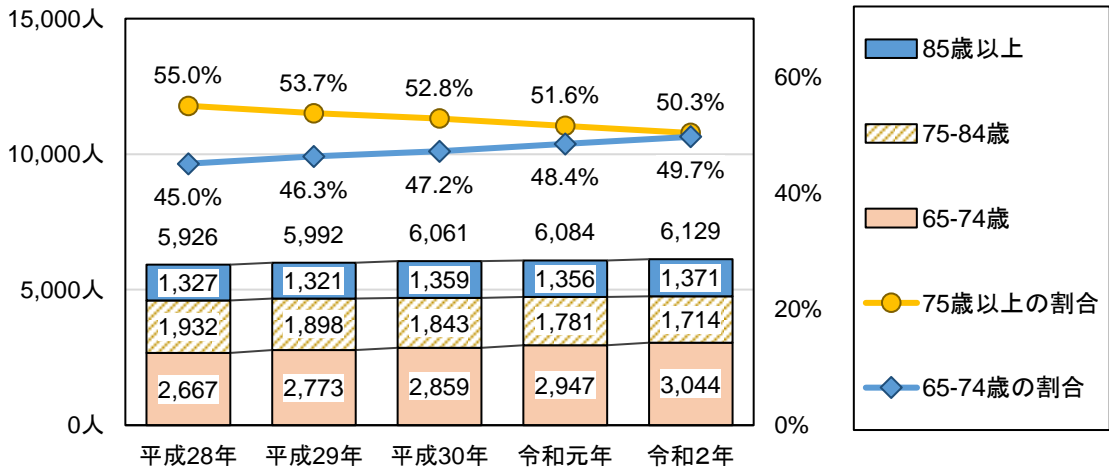
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数と前期・後期比率

本町の高齢者数は増加しています。65～74歳の前期高齢者が占める割合は年々増加する一方で、75歳以上の後期高齢者が占める割合が、減少傾向となっています。

■ 前期・後期高齢者比率の推移



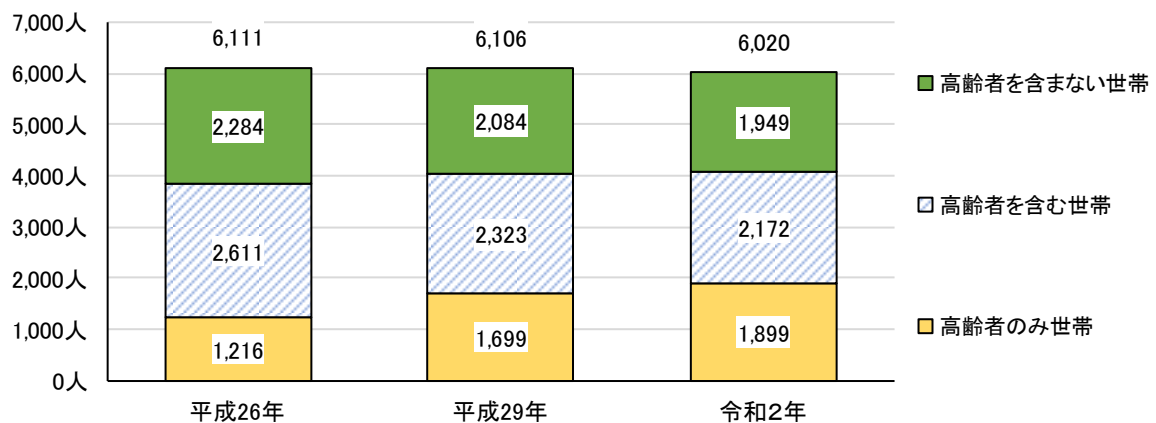
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②高齢者世帯の状況

本町の高齢者世帯の状況は、令和2年4月1日現在、町住民基本台帳の数値によると全世帯6,020世帯のうち、高齢者のみ世帯は1,899世帯と平成29年4月1日現在の世帯数から200世帯と大きく増加しました。一方、65歳以下の世帯員を含む世帯については減少しています。

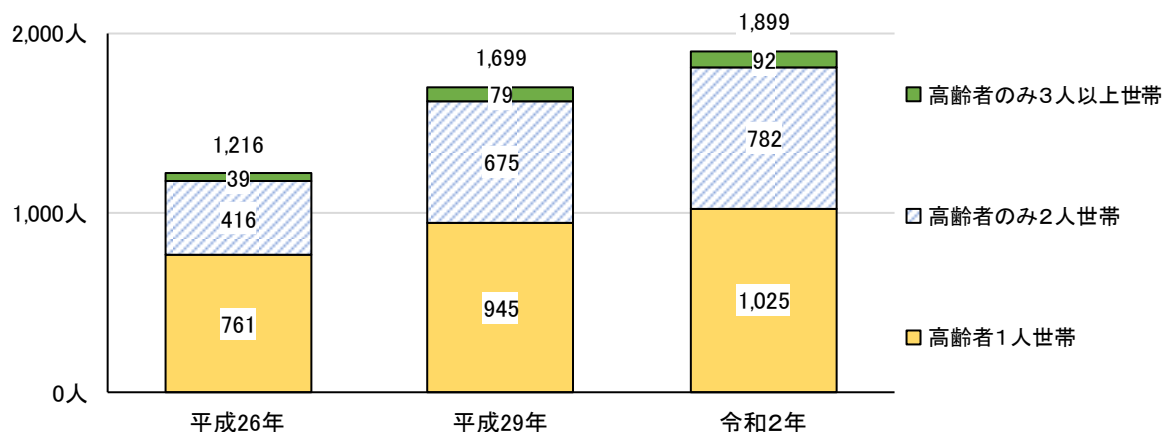
高齢者のみ世帯数の内訳をみると、平成29年の世帯数と比べて、令和2年は高齢者1人世帯で80世帯、高齢者のみ2人世帯で107世帯、高齢者のみ3人以上世帯で13世帯といずれも増加しています。

■世帯数の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

■高齢者のみ世帯数内訳

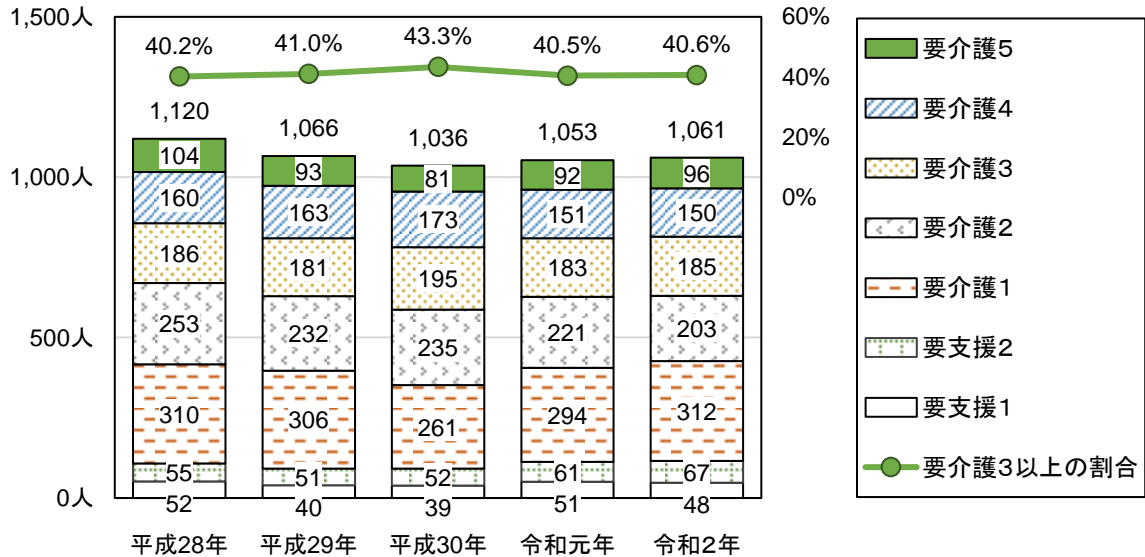


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

③要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移しています。要介護度別にみると、要介護1の占める割合が高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）

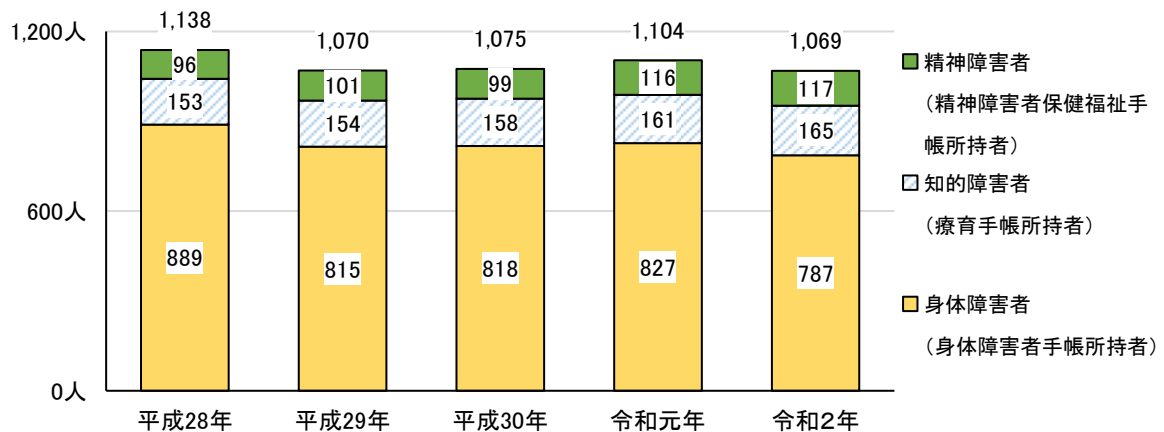


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(3) 障害者の状況

障害者手帳所持者を基準として本町の障害者数をみると、ほぼ横ばいで推移しています。障害種別でみると、知的障害者、精神障害者は増加傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

3 地域の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、「社会福祉法」に基づき、設置されています。(P6 参照)

社会福祉協議会は、地域に暮らすみなさまのほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

■那珂川町社会福祉協議会の事業・活動

<p>【高齢者や障害児者へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉機器の貸出事業 ・福祉車両の貸出事業 ・福祉タクシー事業 ・安心キット設置事業 ・訪問理容サービス事業 	<p>【高齢者へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳酸菌飲料宅配による見守り事業 ・ふれあい・いきいきサロン事業（センター型） ・ふれあい・いきいきサロン事業（地域密着型） ・訪問介護事業（介護保険・総合事業） ・通所介護事業（介護保険・総合事業） ・居宅介護支援事業（介護保険） ・介護予防サービス計画作成等事業 ・特例ホームヘルパー派遣事業 ・短期集中予防サービス(通所型サービスC)
<p>【障害児者へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業（総合支援法） ・相談支援事業（特定・一般） ・日中一時支援事業 ・在宅障害者・児レクリエーション事業 ・福祉有償運送事業（移送サービス） 	<p>【子育て世代・ひとり親家庭へのサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシート等購入費助成事業 ・子育て広場の開設 ・交通安全傘の配付 ・ひとり親家庭招待事業
<p>【生活困窮者等への援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談事業（中央福祉相談センター） ・弁護士による無料法律相談 ・社会福祉金庫貸付 ・生活福祉資金貸付 ・善意銀行 	<p>【ボランティア活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター ・ボランティアサマースクール ・ボランティア体験支援事業 ・ボランティア活動保険加入受付
<p>【被災者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救援物資等の交付 ・災害見舞金の支給 	<p>【その他のサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進 ・「ふくしのまち」ポスター展 ・福祉まつりの開催 ・福祉バスの運行 ・福祉団体への支援 ・赤い羽根共同募金 ・日本赤十字社事業

(2) 民生委員児童委員数の状況

民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱された「民間の奉仕者」です。

各地区において、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、福祉に関する相談や子育てに関する相談などに応じ、福祉サービスを適切に利用するための情報提供や関係機関への橋渡し、関係機関の業務に協力する等の活動を行っています。

■民生委員児童委員の状況 (令和2年度)

地区	人数
馬頭地区	36人(うち主任児童委員2人)
小川地区	17人(うち主任児童委員1人)
合計	53人(うち主任児童委員3人)

資料：健康福祉課

(3) ボランティア団体等

那珂川町社会福祉協議会では、福祉、健康、環境美化、教育等の各分野でボランティアとして活動する団体と個人の登録をしています。

■ボランティア団体数等

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
把握団体数	62	63	59	58	58
団体人数	1,731	1,775	1,527	1,405	1,356
個人ボランティア	4	14	3	3	7

資料：社会福祉協議会

(4) NPO法人

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりをみせており、本町では、高齢者や障害者への支援、子育て支援等に関わるボランティア団体が活発な活動を展開しています。

町内には、福祉、まちづくり、生涯学習、環境保全等の分野で町民活動やサービス事業を展開するNPO法人が組織され、令和2年4月現在で6団体が認証されています。

- ・山野草保存会
- ・もうひとつの美術館
- ・ぼらーれ
- ・地域生活相互支援大山田ノンフェール・くらねえ
- ・馬頭農村塾
- ・馬頭里山本舗

(5) 福祉施設

町内には、令和2年12月現在、次のような福祉施設があります。

① 社会福祉施設

- ・馬頭総合福祉センター
- ・小川総合福祉センター

② 児童福祉施設

- ・那珂川町立なかのご認定こども園
- ・那珂川町立わかあゆ認定こども園
- ・那珂川町立ひばり認定こども園
- ・子育て支援センターわかあゆ

③ 高齢者福祉施設

- ・老人介護支援センター八溝の里
- ・在宅介護支援センターリヴレット
- ・特別養護老人ホームかたくりの郷
- ・まほろば
- ・JA 那須南デイサービスセンターえがお
- ・特別養護老人ホーム和見の里山
- ・デイホームかりゆし
- ・サービス付高齢者向け住宅山恵苑
- ・小規模多機能型居宅介護施設ひだまり
- ・グループホームアベータ
- ・デイサービスセンターふきのとう
- ・デイサービスセンター咲楽
- ・えにし苑
- ・那珂川町社協介護サービス事業所
- ・共生型サービス事業所なかが和苑
- ・サービス付高齢者向け住宅 LUANA SAKAMOTO

④ 障害者福祉施設

- ・共生型サービス事業所なかが和苑
- ・NPO 法人ぼらーれ地域活動支援センターぼらーれ
- ・NPO 法人ぼらーれホームうぐいす
- ・株式会社大夢
- ・社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会
- ・NPO 法人地域生活相互支援大山田ノンフェールくらねえ
- ・一般社団法人つばさ小川事業所

⑤ その他の福祉施設

- ・馬頭放課後児童クラブ
- ・小川放課後児童クラブ

4 アンケート調査概要

那珂川町及び那珂川町社会福祉協議会では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のために、町民、関係機関・団体、行政が連携し、ともに支え合い、助け合える仕組みづくりを目指した「第3期那珂川町地域福祉推進プラン」策定のための資料として、「那珂川町地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

■調査対象・調査方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
満16歳以上の町民	郵送	令和2年3月

■配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,600件	619件	38.7%

※調査結果について

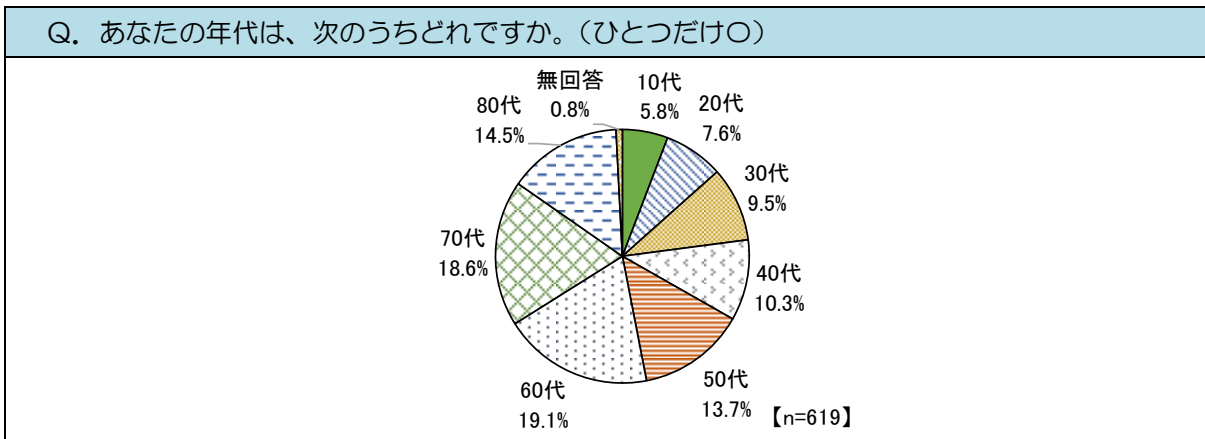
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1) 回答者の年齢

👉 10代から80代以上まで幅広く回答があったが、60代が最も多い回答であった。

▶ 今回の調査では60代以上の回答者数が回答者総数の5割となりました。前回の調査時でも回答者の年代分布は、ほぼ同様で、両調査の結果を比較することで地域福祉に対する町民の意識変化の比較が可能となりました。

■ 年齢

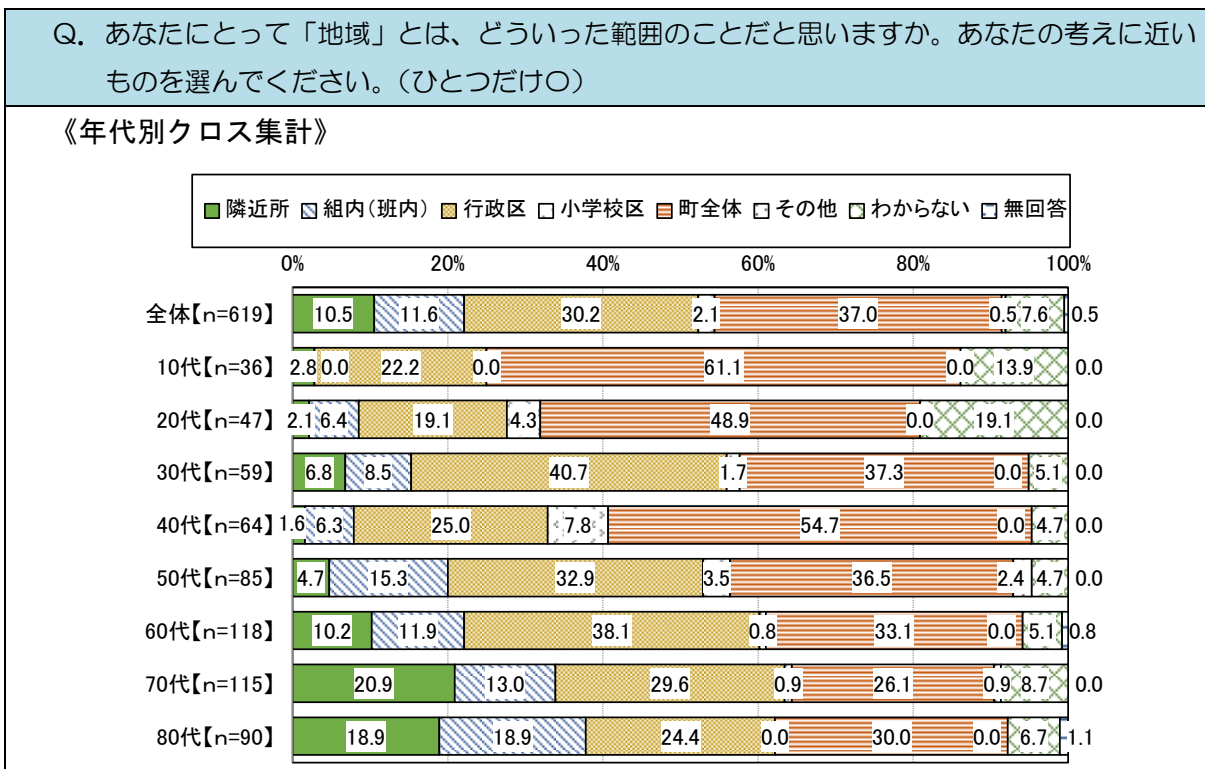


(2) 地域の範囲

👉 「地域」の範囲のイメージは、上の年代ほど、より近い(狭い)範囲

▶ 地域の範囲については、年代があがるごとに「隣近所」、「組内」、「行政区」が多くなっており、より近い(狭い)範囲になるなど年代による意識の違いがうかがえます。

■ 地域の範囲について



(3) 近所付き合い

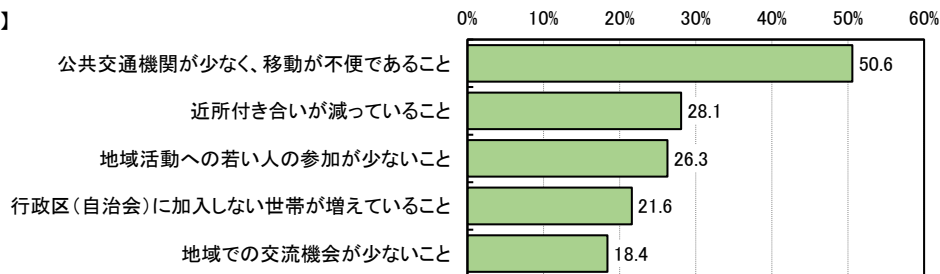
👉 近所付き合いや交流の減少が進行

- ▶ 住んでいる地域の問題点では第2位が「近所付き合いが減っていること」(28.1%)、第5位が「地域での交流機会が少ないこと」が18.4%となっています。
- ▶ 地区別で見ると東部地区では地域に関する問題が他の地区に比べて高くなっています。
- 地域での問題点・不足していると思うもの

Q. あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。

《上位5項目》

【n=619】



《地区別クロス集計》

	合計 (人)	公共交通機関が少なく、移動が不便であること	近所付き合いが減っていること	地域活動への若い人の参加が少ないこと	行政区(自治会)に加入しない世帯が増えていること	地域での交流機会が少ないこと
全体	619	50.6	28.1	26.3	21.6	18.4
中央地区	277	49.5	28.5	27.8	24.2	18.8
東部地区	105	55.2	34.3	28.6	35.2	23.8
西部地区	201	49.8	24.4	24.9	12.9	15.9

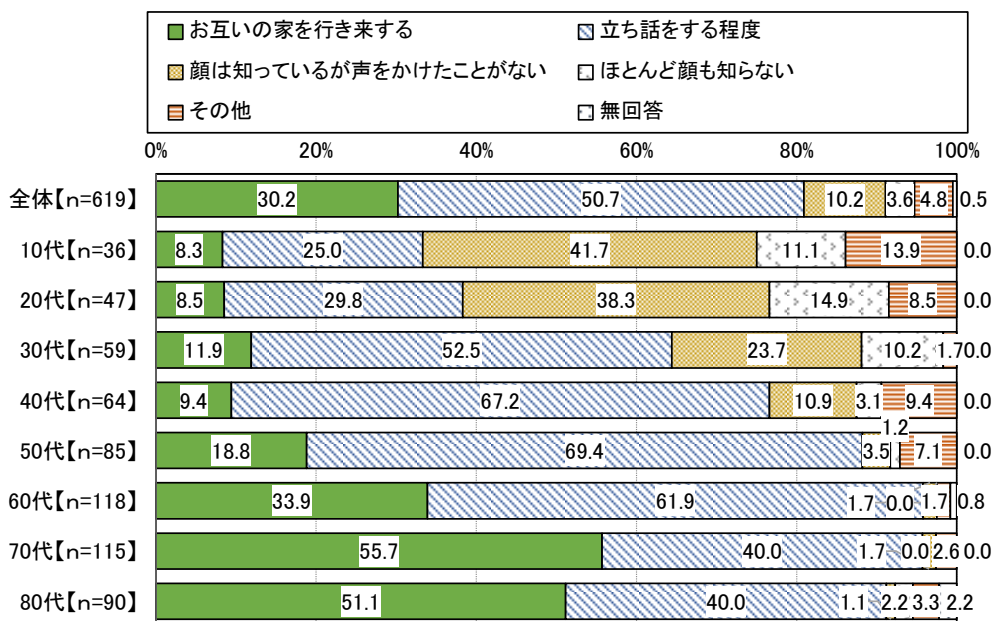
👉 若い年代ほど近所付き合いの関係は薄い

- ▶ 70代以上では「お互いの家を行き来する」が半数以上を占めています。
- ▶ 「お互いの家を行き来する」、「立ち話をする程度」のいずれも、低い年代ほど回答割合も低くなっています。

■ 近所との付き合いの状況

Q. あなたは、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。(ひとつだけ○)

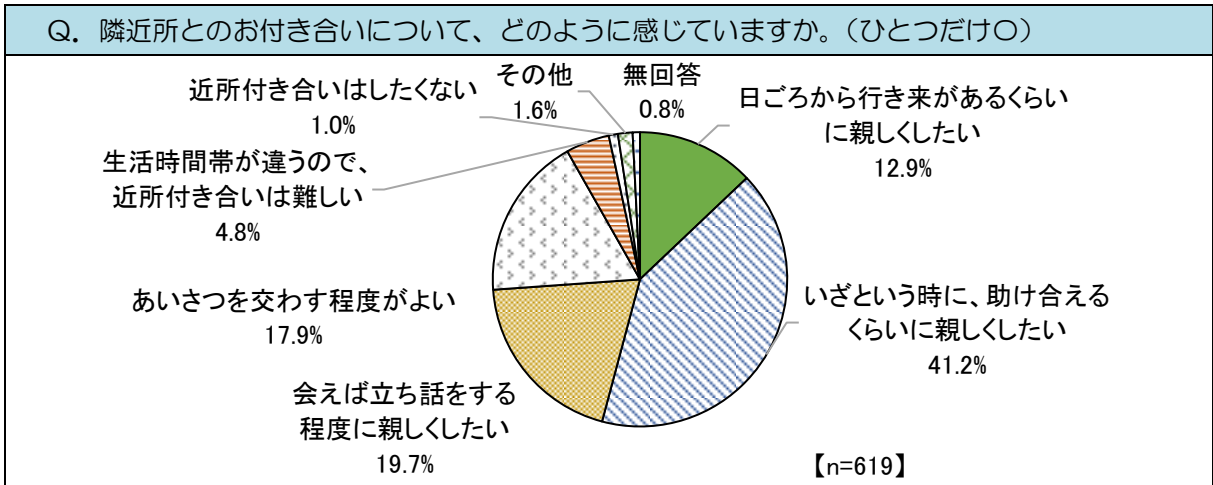
《年代別クロス集計》



👉 4割が「いざという時に、助け合えるくらいに親しくしたい」と考えている

▶隣近所との付き合いについて感じることは、「いざという時に、助け合えるくらいに親しくしたい」が41.2%で最も多くなっています。

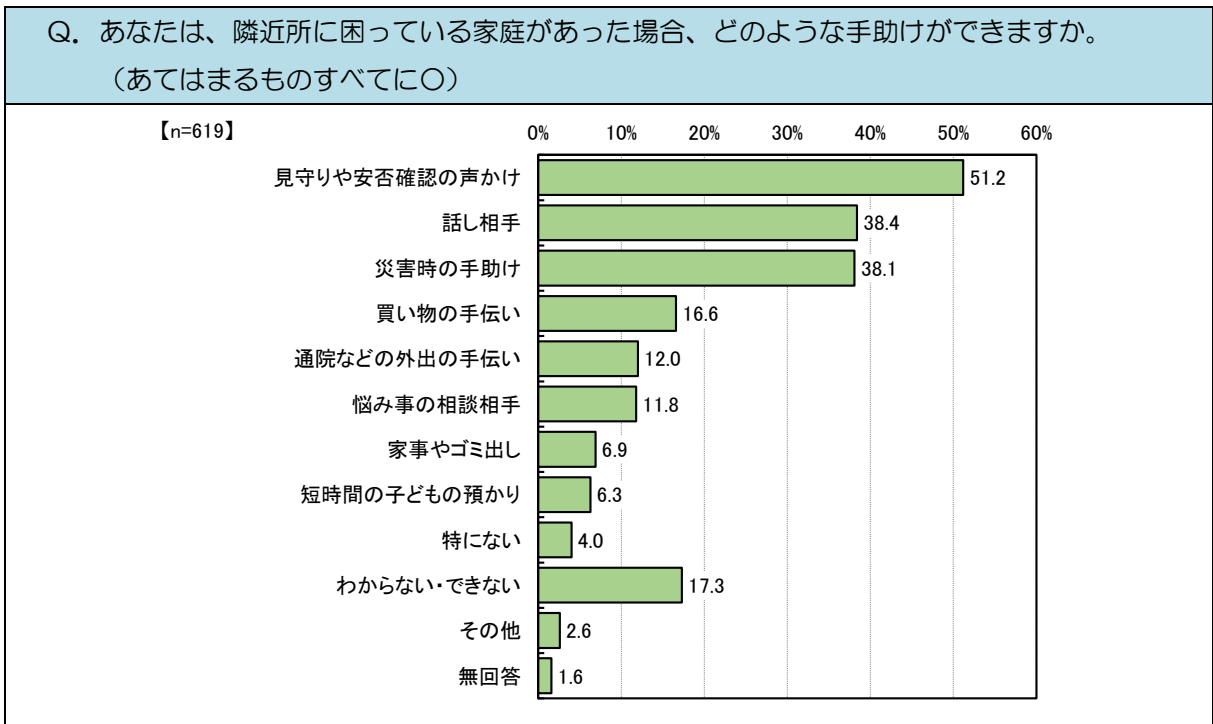
■隣近所との付き合いについて感じること



👉 隣近所が困っているときにできることは「声かけ・話し相手・災害時の手助け」

▶隣近所が困っているときにできることは、「見守りや安否確認の声かけ」が51.2%で最も多く、次いで、「話し相手」が38.4%、「災害時の手助け」が38.1%となっています。

■隣近所の家庭が困っているときにできること



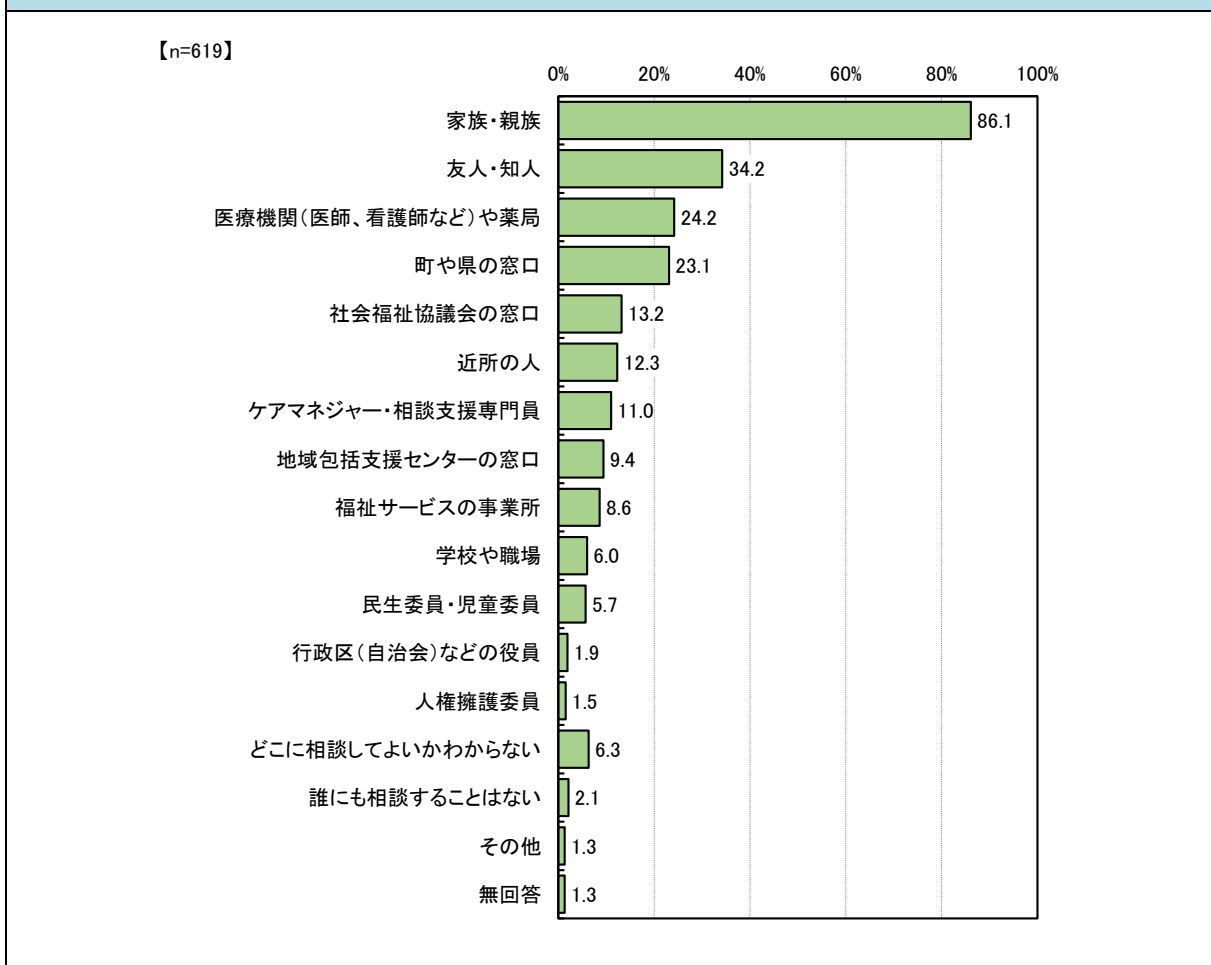
(4) 相談や情報提供

👉 「どこに相談してよいかわからない」を減らすために、相談窓口の周知を図ることが必要

▶ 日常生活における不安や悩みの相談先や相談相手は、「家族・親族」が86.1%で最も多く、次いで、「友人・知人」が34.2%、「医療機関（医師、看護師など）や薬局」が24.2%となっている一方、「どこに相談してよいかわからない」は6.3%となっています。

■ 不安や悩みの相談相手・相談先

Q. 生活上の問題で相談や助けを必要とするとき、誰に相談したり、手助けを頼みたいですか。
(あてはまるものすべてに○)

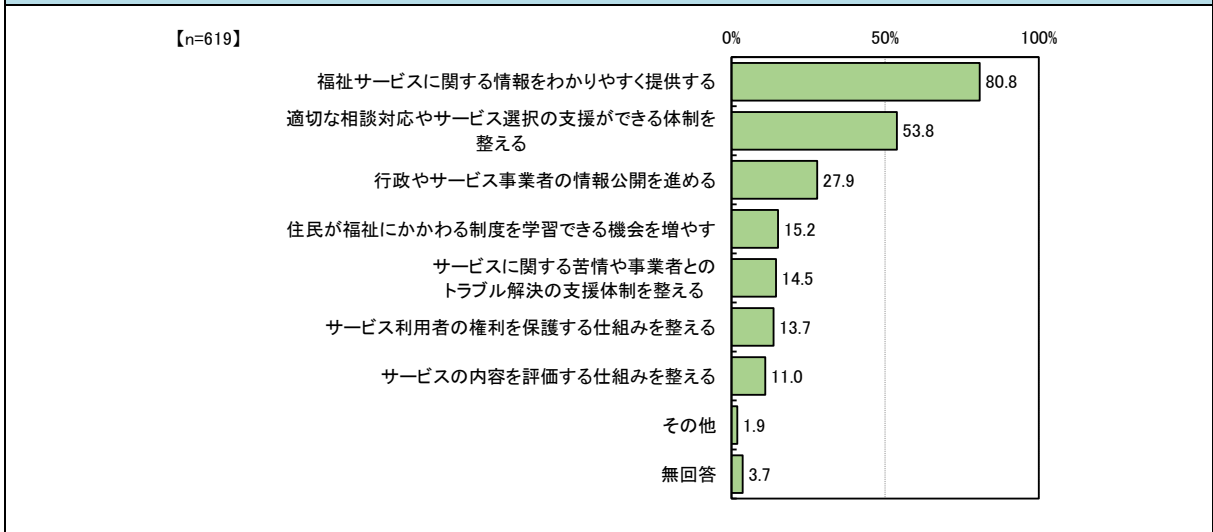


👉 福祉サービスをより利用しやすくするために、情報提供や相談体制の充実が重要

▶ 福祉サービスを利用しやすくするために必要なことは、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」が 80.8%で最も多く、次いで、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が 53.8%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」が 27.9%となっています。

■ 福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと

Q. 利用者が自分に最適の福祉サービスを安心して利用するためには、町では今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

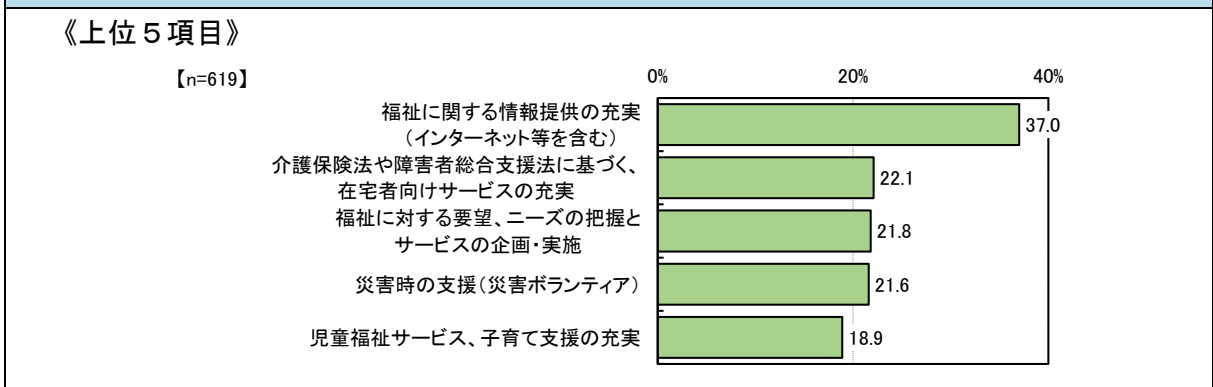


👉 社会福祉協議会に期待することは「福祉に関する情報提供の充実」

▶ 那珂川町社会福祉協議会に期待することは、「福祉に関する情報提供の充実（インターネット等を含む）」が 37.0%で最も多く、次いで、「介護保険法や障害者総合支援法に基づく、在宅者向けサービスの充実」が 22.1%、「福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施」が 21.8%となっています。

■ 那珂川町社会福祉協議会に期待すること

Q. あなたは、社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。(主なもの3つまでに○)



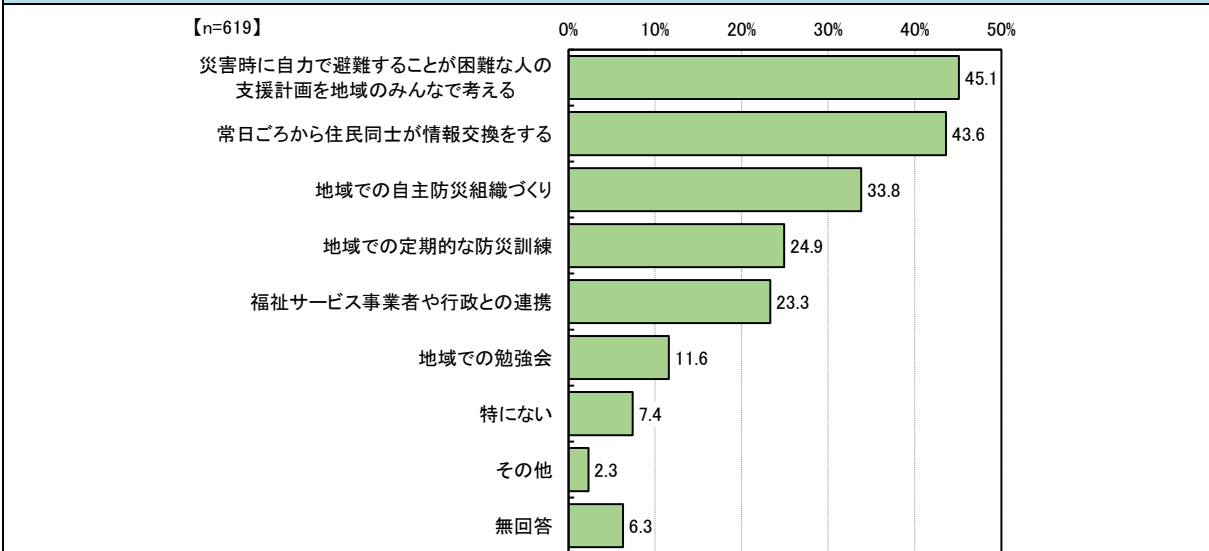
(5) 住民同士の助け合い・支え合い

👉 災害時でも助け合える関係や体制づくりを進めることが必要

- ▶ 災害時、住民同士で協力し合うために必要なことは、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみみんなで考える」が45.1%で最も多く、次いで、「常日ごろから住民同士が情報交換をする」が43.6%、「地域での自主防災組織づくり」が33.8%となっています。
- ▶ 地区別で見ると、中央地区と西部地区では「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみみんなで考える」、東部地区では「常日ごろから住民同士が情報交換をする」がもっとも多くなっています。また、西部地区では「地域での自主防災組織づくり」が他の地区に比べて比較的多くなっています。

■ 災害時住民同士で協力し合うために必要なこと

Q. 災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるもの3つまでに○)



《地区別クロス集計》

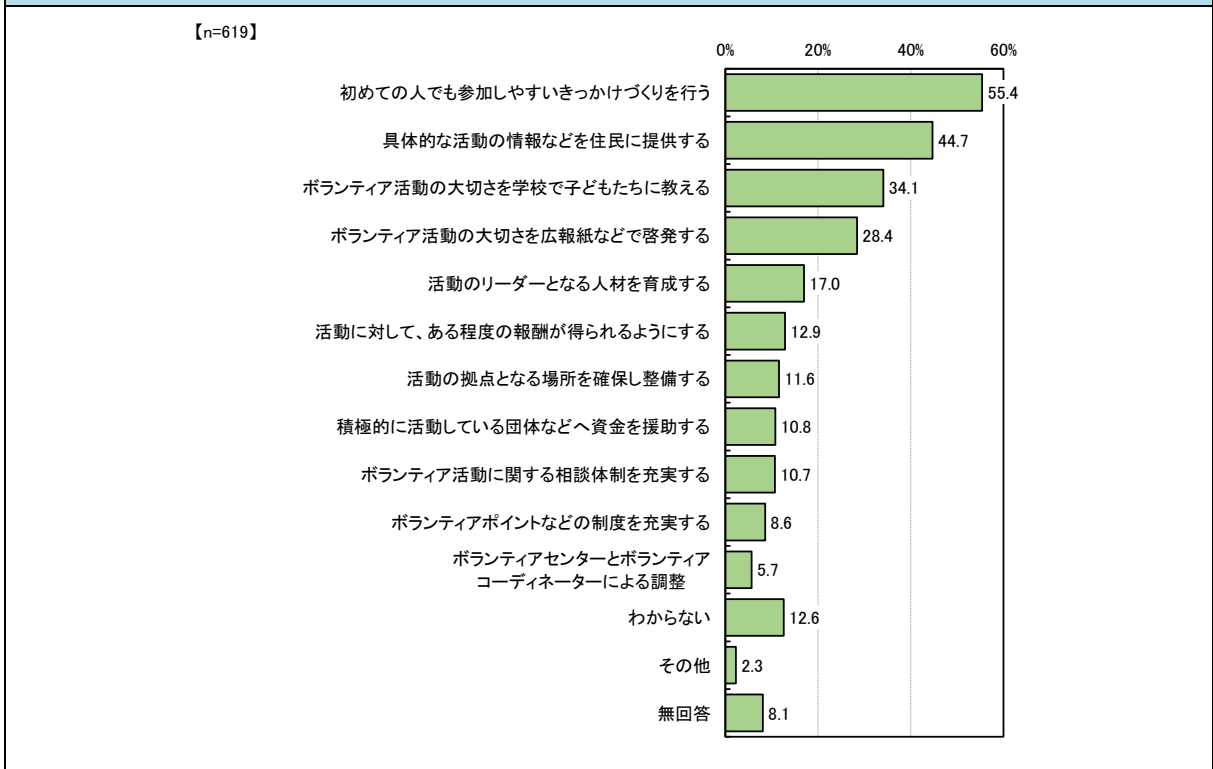
	合計 (人)	災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみみんなで考える	常日ごろから住民同士が情報交換をする	地域での自主防災組織づくり	地域での定期的な防災訓練	福祉サービス事業者や行政との連携	地域での勉強会	特にない	その他	無回答
全体	619	45.1	43.6	33.8	24.9	23.3	11.6	7.4	2.3	6.3
中央地区	277	43.3	41.2	31.4	25.6	27.1	10.8	7.6	0.7	5.4
東部地区	105	46.7	48.6	27.6	23.8	19.0	19.0	9.5	1.9	7.6
西部地区	201	48.8	43.3	40.3	26.4	22.4	8.5	6.5	3.0	5.5

👉 ボランティア活動を活発化するために「きっかけづくり・情報提供・福祉教育」が必要

▶ ボランティア活動を活発化するために必要なことは、「初めての人でも参加しやすいきっかけづくりを行う」が 55.4%で最も多く、次いで、「具体的な活動の情報などを住民に提供する」が 44.7%、「ボランティア活動の大切さを学校で子どもたちに教える」が 34.1%となっています。

■ ボランティア活動を活発化するために必要なこと

Q. 那珂川町でのボランティア活動を活発にしていくためには、何が必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



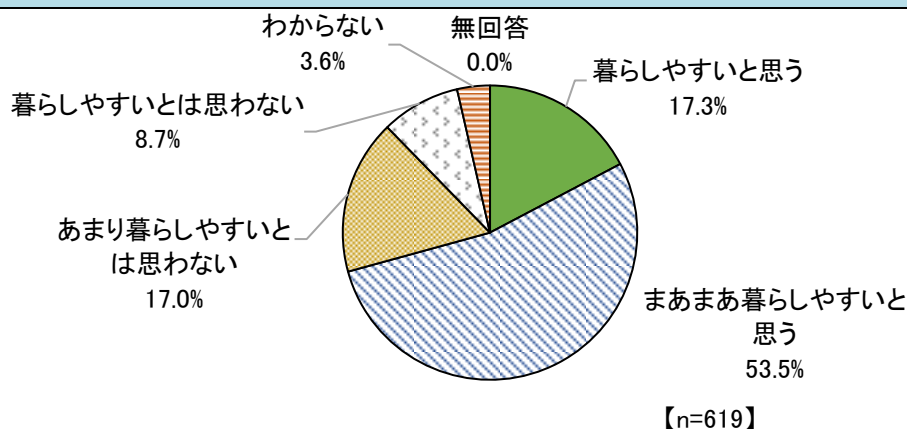
(6) 地域福祉推進のための施策

👉 那珂川町の暮らしやすさを高めて、地域への愛着向上を図る

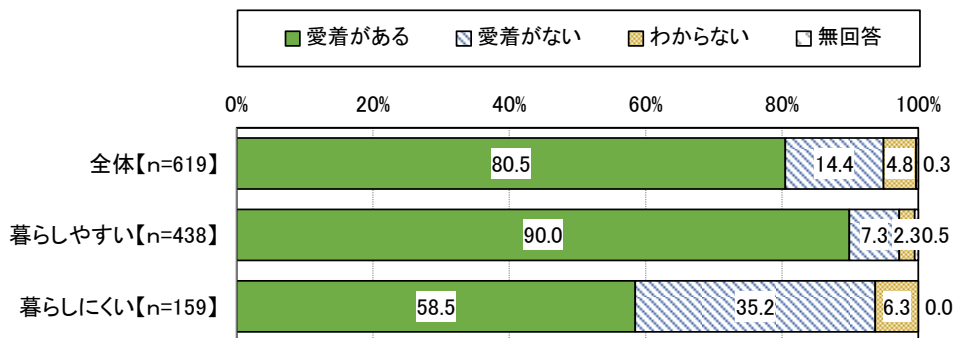
▶ 暮らしやすさは、「暮らしやすいと思う」(17.3%)、「まあまあ暮らしやすいと思う」(53.5%)を合計すると70.8%が暮らしやすいと感じています。また、暮らしやすさと地域への愛着のクロス集計では、暮らしやすさが高まると地域への愛着が向上する傾向がうかがえます。

■ 那珂川町の暮らしやすさ

Q. 那珂川町は暮らしやすいまちだと思いますか。(ひとつだけ〇)



《那珂川町の暮らしやすさと地域への愛着のクロス集計》

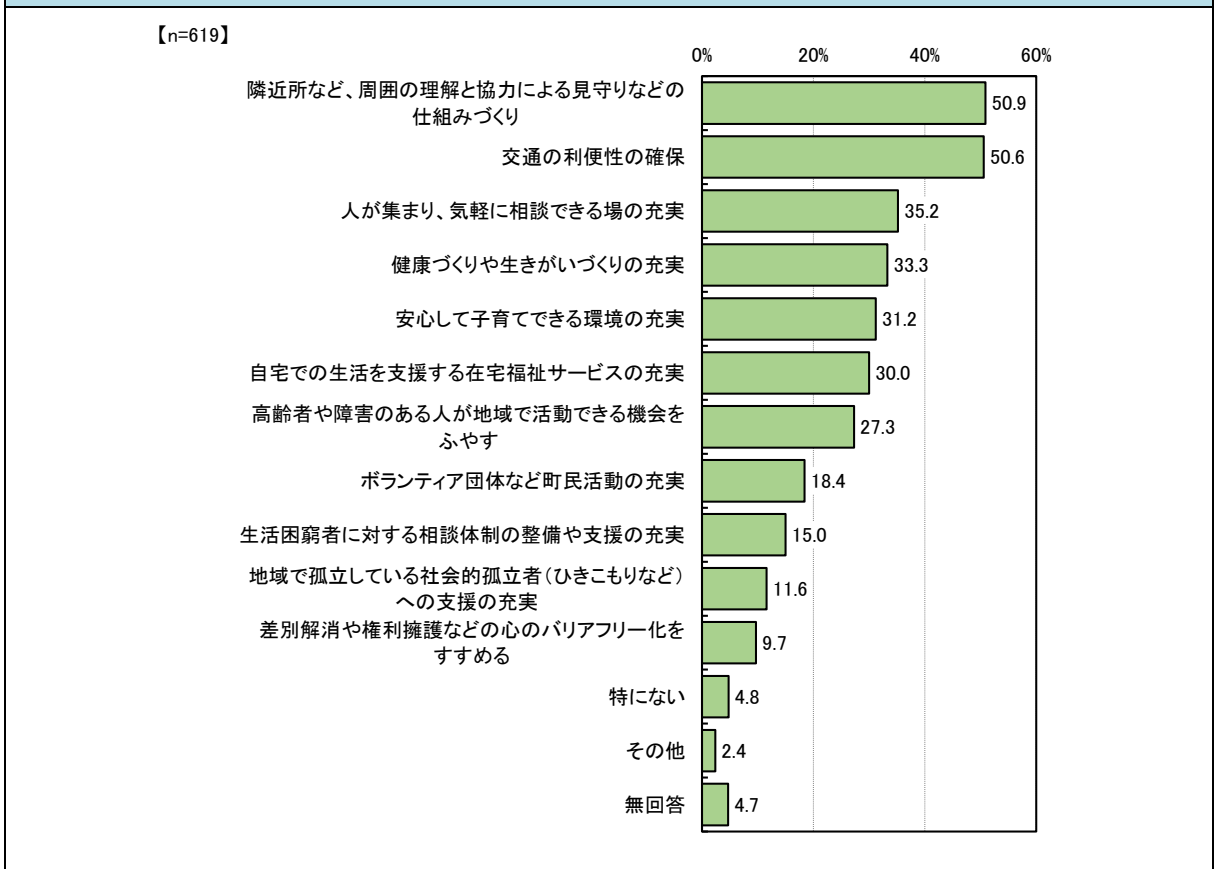


👉 安心して暮らすためには見守り、交通の確保、相談できる場、健康づくり・生きがいづくり、子育て環境の充実が求められている

▶ 安心して暮らすために重要なことは、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの仕組みづくり」が50.9%で最も多く、次いで、「交通の利便性の確保」が50.6%、「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」が35.2%となっています。

■ 安心して暮らすために重要なこと

Q. 地域住民が助け合い、支え合いながら安心して暮らすために、今後どのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



(7) アンケート調査のまとめ

👉 地域への愛着の形成と交流の推進

- ▶ アンケート調査では、近所付き合いの減少は、地域の問題として挙げられており、特に若い世代では、近所付き合いはより希薄化しています。すべての町民が明るく生きがいを持って暮らせるよう、身近な地域におけるあいさつや交流を促進するとともに、町民同士がつながる主要な機会である行政区の活動やお祭りなどの地域行事の活性化を図る必要があります。
- ▶ 町民が自らの住む地域に愛着を持ち、福祉活動が各地域で展開され、それが将来に渡って継続されるよう、各種イベントの開催、福祉教育などを展開し、地域福祉の担い手の育成を図る必要があります。

👉 思いやりの心で支え合う地域づくり

- ▶ ボランティア活動を活発化するためにきっかけづくり・情報提供・福祉教育が求められています。地域の中で、住民同士が力を合わせて助け合う「互助」が積極的に展開されるよう、地域活動のリーダーやボランティアなどの地域福祉の担い手の育成に取り組むとともに、広く町民に地域活動への参加を働きかける必要があります。
- ▶ 地域住民には、最も身近な地域に住むからこそできる異常事態の発見や問題解決などに協力が求められます。とりわけ、緊急時の助け合いや見守り・安否確認については、住民による取り組みを町民自身が期待していることから、地域における住民主体の活動の仕組みづくりを進める必要があります。

👉 安心して暮らせるまちづくり

- ▶ 本町においては、「交通の利便性の確保」については上位となっており、地区によっては、高齢化の進展による交通弱者が増えているため、既存の公共交通を含め、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。
- ▶ 福祉サービスをより利用しやすくするために、情報提供や相談体制の充実が求められています。福祉サービスの利用者が、公共サービス・民間サービスなど多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制、情報提供体制の充実を図る必要があります。
- ▶ 多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努める必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期地域福祉推進プランでは「笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、町民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障害、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

そのために、本計画においては、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

第3期地域福祉推進プランにおいては、これまでの地域福祉分野における取り組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせるよう、基本理念として「元気で明るく暮らせるまちをつくる」を掲げます。

元気で明るく暮らせるまちをつくる

これまでの福祉は、どちらかと言えば行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、町民、地域、行政の協働を推進し、「自助」、「互助」、「共助・公助」が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。

この基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、町民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

2 基本目標

基本目標1 みんなの支え合いで安心して地域で暮らせる計画

地域の中で、住民同士が力を合わせて助け合う『互助』が積極的に展開されるよう、地域活動への参加を広く働きかけ、その中でも、住民が担うべき重要な役割として町民自らが期待している「日頃の見守り活動」や「災害時等の緊急時の助け合い」に関する仕組みづくりを推進します。

基本目標2 支援につなげる計画

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標3 交流を大切にする計画

すべての町民が明るく生きがいを持って暮らせるよう、身近な地域における「あいさつ」や「交流」を促進するとともに、住民同士がつながる主要な機会である行政区・自治会などの活動やお祭りなどの地域行事の活性化を図ります。

また、健康づくりや介護予防の取り組みは、高齢者にとって重要な交流機会となっていることから、町で従来から取り組んでいる地域ぐるみの活動の推進に努めます。

基本目標4 次世代を育む計画

町民が自らの住む地域に愛着を持ち、福祉活動が各地域で展開され、それが将来に渡って継続されるよう、各種講座・イベントの開催、福祉教育などを展開し、地域福祉の担い手の育成を図ります。

地域住民に自主的に課題の解決に取り組んでもらえるよう、活動の中心的な担い手となるボランティアや活動団体などの育成と活動支援を推進します。

3 計画の体系図

《 基本目標 》	《 具体的な施策・取り組み 》	
基本目標 1 みんなの 支え合いで 安心して 地域で暮らせる 計画	1 交通手段の確保	(1) 公共交通の維持と利用促進 ①外出時の移動手段の確保と情報の提供 (2) 新たな移動支援の検討 ①外出支援の新たな取り組みの実施
	2 防災対策の推進	(1) 災害への意識の向上 ①自主防災組織育成 (2) 災害時の情報提供と連携体制 ①要援護者支援 ②地域における防災体制の充実
	3 見守り活動の推進	(1) 見守り活動の担い手や組織の支援 ①サロン事業等の充実 ②「ちょっくら見守り」ボランティアの実施 (2) 地域の事業所との連携 ①事業所等の連携による見守り
基本目標 2 支援に つなげる 計画	1 包括的な支援体制の充実	(1) 総合的な相談支援体制の整備 ①重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組み ②相談窓口の周知 (2) 地域における身近な相談支援体制の充実 ①地域の福祉課題を発見する体制の強化 (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化 ①生活困窮者の相談、支援体制の強化 ②権利擁護の推進（成年後見利用促進基本計画） ③虐待等の早期発見・早期対応
	2 保健・福祉サービスの充実	(1) 情報提供の充実 ①町民に分かりやすい情報提供 ②制度等の周知促進 (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実 ①各種福祉サービスの提供 ②福祉ニーズの把握 (3) 福祉サービスの維持と人材の確保 ①人材の発掘・就労支援 ②介護のノウハウなどの向上支援
	3 多職種による連携体制	(1) 民生委員児童委員活動の支援 ①民生委員児童委員の支援 (2) 福祉・医療・教育など多様な分野との連携 ①多職種連携ネットワークの充実 ②多職種連携研修・会議の充実

《 基本目標 》	《具体的な施策・取り組み 》	
基本目標3 交流を 大切にする計画	1 地域コミュニティの活発化	(1) 近所のつながりと交流の場づくり ①認定こども園、小・中学校、高等学校と町民の交流の促進 ②地域活動と交流の拠点づくりの推進 (2) 地域活動組織等の支援 ①地域活動組織の支援と加入の促進
	2 健康づくり・生きがいづくりの推進	(1) サロン・健康づくり教室の活動の場づくり ①健康づくりの教室・イベントの充実 ②サロン開催に向けた相談、立ち上げ支援 ③つどいの場（居場所づくり）の充実 ④シルバー人材センターなどの活動支援 (2) サロン・健康づくり教室の担い手の育成 ①サロン・健康づくり教室の担い手の育成
基本目標4 次世代を 育む計画	1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上	(1) 地域への関心と愛着の向上 ①分かりやすい情報提供の推進 ②福祉のイベント等の開催 (2) 地域の魅力の発見とPR ①自然や歴史を活かした地域への愛着を育む事業の展開 (3) 福祉意識の向上 ①福祉を学ぶ機会づくりの推進 ②福祉体験学習の実施 ③地域課題の解決策の検討
	2 子どもがすくすく育つまちづくり	(1) 子育て情報の発信 ①子育て支援に関する分かりやすい情報提供 (2) 安全に遊べる場の確保 ①安全に遊べる場の確保 (3) 子育て世代が交流できる場づくり ①子育て支援センター事業 ②多世代交流機会の提供
	3 地域福祉の担い手の育成・支援	(1) ボランティアの人材やリーダーの育成 ①地域活動やボランティア活動への参加・参画促進 ②有償活動の展開促進 (2) ボランティアセンターの機能の強化 ①ボランティアセンターの強化 ②ボランティア登録者の拡充 (3) ボランティア活動の活性化 ①情報発信・提供の充実 ②ボランティア団体等の活動の支援

第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標 1 みんなの支え合いで安心して地域で暮らせる計画

施策 1 交通手段の確保

現状と課題

日常生活に必要な買い物や通院等の移動手段として、本町ではコミュニティバスやデマンドタクシー「なかちゃん号」を運行して地域の公共交通を担っています。

高齢化に伴い、車の運転ができなくなるなど、今後さらに移動に不安を感じる人が増加すると考えられます。また、生活に不便な地域が多くなると予想され、誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保と維持が必要となってきます。

そこで、公共交通を利用するという町民の意識の醸成を図っていくために、公共交通の維持や周知啓発を図るとともに、利便性と利用者増加に向けた取り組みなどを検討し、新たな移動支援の充実を図っていきます。

施策の方向性

(1) 公共交通の維持と利用促進

- コミュニティバスやデマンドタクシー「なかちゃん号」などの公共交通の現状を検証し、利便性の向上を図ります。
- 町民と連携し、公共交通の効果的な利用方法などを検討する場づくりの支援の方法について検討します。

【具体的な取組】

①外出時の移動手段の確保と情報の提供【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○コミュニティバスの運行やデマンドタクシー「なかちゃん号」を継続し、公共交通の維持・促進に努めます。 ○公共交通の利用状況などを検証し、利便性の向上を図ります。 ○移動が困難な高齢者や障害者等に対して移動サービスの情報を提供します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	公共交通の運行	運行	→	→	→	→
	検証と改善	検証と改善	→	→	→	→
	情報提供	実施	→	→	→	→

(2) 新たな移動支援の検討


- 日常生活上の移動に関する支援体制の検討、充実を図ります。
- 地域の中で移動が困難な人の送迎や買い物、通院などの支援を行う住民主体の活動を支援します。
- サロンや通いの場までの移動が困難な人の送迎などを行う住民主体の活動の支援の方法について検討します。

【具体的な取組】

①外出支援の新たな取り組みの実施【総務課・健康福祉課・産業振興課・社会福祉協議会】						
内容	○住民主体の移動支援や移動販売、宅配サービス等の新しい仕組みづくりを検討するとともに情報提供を行います。 ○町民要望、利用実態を勘案した多様な交通手段を検討します。 ○買い物や通院、通いの場などのために移動が困難な方などが円滑に移動できるよう、デマンドタクシーの活用や近隣の人による送迎、買い物代行などを組み合います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新たな仕組みづくりの検討	関係機関との協議	→			試行

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- コミュニティバスやデマンドタクシー「なかちゃん号」を利用しましょう
- 移動が困難な人の送迎、買い物や通院のお手伝いしましょう

施策2 防災対策の推進

現状と課題

本町では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成での防犯・防災活動が展開されています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障害者等に対して、見守り支援を行うための要援護者の名簿を作成し、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援に活用しています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発など、「互助」の活動をさらに広げていくことが重要です。

今後は、要援護者の登録者数の増大が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、民生委員児童委員や地域の見守り体制の充実が求められます。

日常的な見守り活動や災害等の緊急時の手助けなどの重要度の高い取り組みを中心に、できるところから町民の自助・互助を引き出すとともに、町民と行政との協働の仕組みづくりを推進します。

施策の方向性

(1) 災害への意識の向上

○防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。

○大規模災害等の“もしものとき”に対する強い地域を構築するため、町民を中心とする防災体制の整備を促進します。

【具体的な取組】

①自主防災組織育成【総務課】						
内容	○町地域防災計画に基づく「互助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の防災意識啓発及び育成を図る事業を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	防災訓練の実施	随時実施	→			
	防災意識の啓発及び育成	推進	→			

(2) 災害時の情報提供と連携体制

- 町地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。
- 町民、民生委員児童委員、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や障害のある人などについて、災害時の連絡・通報体制の整備を図ります。


【具体的な取組】

①要援護者支援【総務課・健康福祉課】						
内容	○地震や風水害などの災害発生時に、一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等（避難行動要支援者）を支援するため、避難支援を希望するかたの名簿登録と併せて、登録される一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所に避難させるかを定める避難支援プラン（個別計画）の作成を行います。 ○災害時の連絡・通報体制の整備を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	避難支援プランの作成	担当課で協議	調査・登録	準備・作成	→	
	連絡・通報体制の整備	整備	実施	→		

②地域における防災体制の充実【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○地域の防災リーダーの養成・育成の充実に努めます。 ○地域での防災のための情報の集め方、情報の共有と活用のためのルールづくりを行い、自主防災活動の推進や地区防災計画の策定を支援します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	養成方法の検討	検討	実施	→		
	計画策定の支援	実施	→			

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう
- 防災グッズや食料・飲料水を準備しましょう
- 防災訓練に参加しましょう
- 支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めましょう
- 災害ボランティアとして協力しましょう
- 助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えておきましょう
- 地域の自主防災組織の体制づくりに積極的に参加しましょう
- 個人情報に配慮しながら、地域の要支援者の把握と情報の共有に努めましょう

施策3 見守り活動の推進

現状と課題

地域の福祉課題に対する住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性を感じている人は多いものの、その一方で、地域活動の参加経験のある人は少なく、地域を巻き込んだ活動を充実させていくことが必要です。

また、地域からはひとり暮らしの高齢者を始めとする見守りが必要な人がいることと、見守りの困難さに対する声が上がっており、高齢者や子育て世帯などへの地域のきめ細かい見守り・援助体制の一層の充実が求められます。

様々な地域や団体が見守り活動を実施していますが、見守りの重複や見落とし等が懸念されています。また、地域によって見守り活動の取り組みにばらつきがあるため、その活動に携わる人や団体の連携・情報交換の場が必要とされています。そのため、地域の見守り活動を支援する事業所を増やすことや専門機関の連携による横断的な対応が課題です。

施策の方向性

(1) 見守り活動の担い手や組織の支援

- 隣近所や周囲の人に積極的にあいさつすることをきっかけに、近所同士の見守り活動を促進し、支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- 各種相談機関や医療、事業所、民生委員児童委員などと連携していきます。

【具体的な取組】

①サロン事業等の充実【健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○外出の少ない方等への支援として、地域の住民及びボランティアが協働することにより、仲間づくりを通じて生きがいと地域の支える力を高めます。 ○子育て中の親などが気軽に集まれる場所を提供し、育児の孤立の予防に努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	サロン事業	実施	→			
	子育て支援センター事業	実施	→			

②「ちよっくら見守り」ボランティアの実施【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○散歩、通勤、作業をしながらなど、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、子どもや高齢者等の安全を見守る活動を実施します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	見守りボランティア実施	周知	→			

(2) 地域の事業所との連携


○子どもや障害者、高齢者など見守りが必要な方が安心して地域で生活を営めるよう、事業所や地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

【具体的な取組】

①事業所等の連携による見守り【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○地域の事業所と連携し、見守りネットワークを強化します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	見守りネットワークの強化	関係機関と調整	実施	→		必要に応じて見直し

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう
- 近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう
- 子どもには登下校の時だけでなく、いつも見守り、声かけをしましょう
- 地域の中で心配な人がいたら、行政や専門機関に連絡しましょう

基本目標2 支援につなげる計画

施策1 包括的な支援体制の充実

現状と課題

本町では、町の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・子育て世代包括支援センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供される体制の充実に努めています。

また、平成30年度から開始された福祉相談事業とも連携し、障害や生活困窮等、複合的な課題に対応しています。

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴い、いわゆる「8050問題（80代の高齢者が50代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題）」や「ダブルケア（同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

このような問題にも対応するため、介護・障害・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していくなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

さらに、福祉サービスを必要とする高齢者や障害者の中には、判断能力が十分でない人もおり、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図っていく必要があります。

施策の方向性

（1）総合的な相談支援体制の整備

○関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

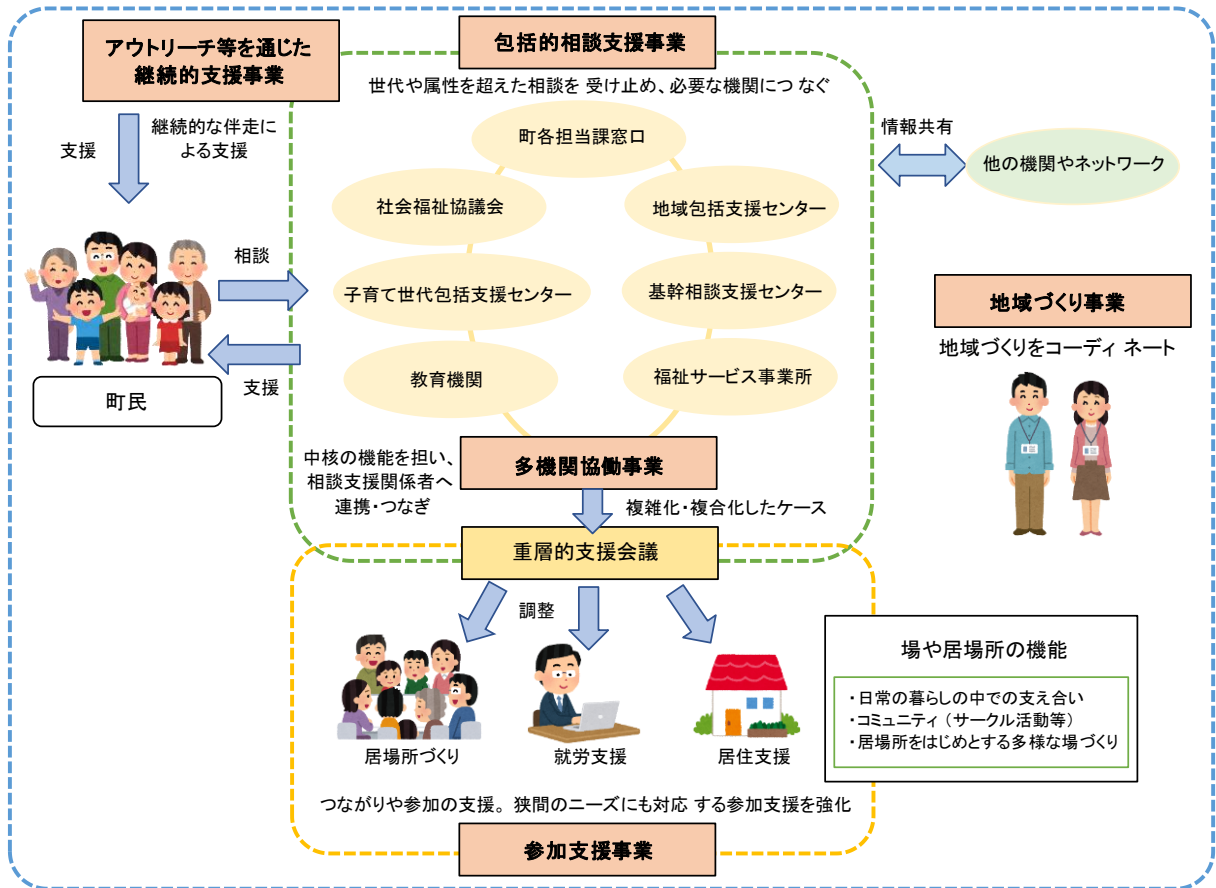
○誰もが安心してサービスを利用できるよう、サービス利用の改善に努めます。

【具体的な取組】

①重層的支援※体制整備事業の実施に向けた取り組み【健康福祉課】						
内容	○町全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする主旨を踏まえ、構築に必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能の強化を図ります。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	事業の実施	関係各課で協議	事業所と協議	実施	→	

※重層的支援：多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するため、既存の高齢、障害、児童等の制度ごとの縦割りを超えて包括的にかかわる新たな相談支援の仕組み

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



②相談窓口の周知【健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図ります。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	相談窓口の周知	定期的な広報	周知・見直し	→		

(2) 地域における身近な相談支援体制の充実

- 福祉相談事業や民生委員児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる体制の強化を図ります。
- 事業所と連携し、町民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。


【具体的な取組】




①地域の福祉課題を発見する体制の強化【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○ニートやひきこもりなどの課題を抱えた様々な人を把握し、孤立死、孤独死、自殺などを予防できるよう、必要な支援へつなげます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	体制の強化	実施・見直し	→			

(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

- 関係機関の連携体制のもと、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。
- 権利擁護や成年後見制度について広く周知を行い、事業を推進します。また、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業に取り組みます。
- 高齢者、障害者、児童などの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

【具体的な取組】

①生活困窮者の相談、支援体制の強化【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	相談、体制の強化	実施・見直し				

②権利擁護の推進（成年後見利用促進基本計画）【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○認知症の人、知的障害者、精神障害者など、本人の判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、広く権利擁護の普及啓発及び相談窓口の周知に努めます。 ○地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	制度の啓発	周知				
	成年後見制度の体制整備	関係機関と協議		中核機関立ち上げ		

◆成年後見利用促進基本計画◆

【成年後見制度利用促進計画の目的】

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理等（財産管理）や日常生活での様々な契約等をしていく制度です。

高齢化や核家族化が進んでいる中で、多様な支援を受けながら、ノーマライゼーションの理念に則り、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るものです。

【成年後見制度利用促進計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年度法律第29号）第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

【現状と課題】

成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。

【今後の方策】

①協議会及び地域連携ネットワークの整備

本人の日常生活を見守る支援者を「チーム」とし、本町の権利擁護の骨格をつくる役割を「協議会」で行います。また、「チーム」を支えるために協議会の他、行政や家庭裁判所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、医療関係、金融関係、民間の団体など法律や福祉等の各専門分野で構成する「地域連携ネットワーク」を整備し、連携して本人の尊厳を重視した支援をします。

（地域連携ネットワークの役割）

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期の段階から相談、対応体制の整備
- ・意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

②中核機関の設置

協議会の事務局としての役割を担い、地域連携ネットワークにおいて関係機関とのコーディネートを行う中核機関を設置します。

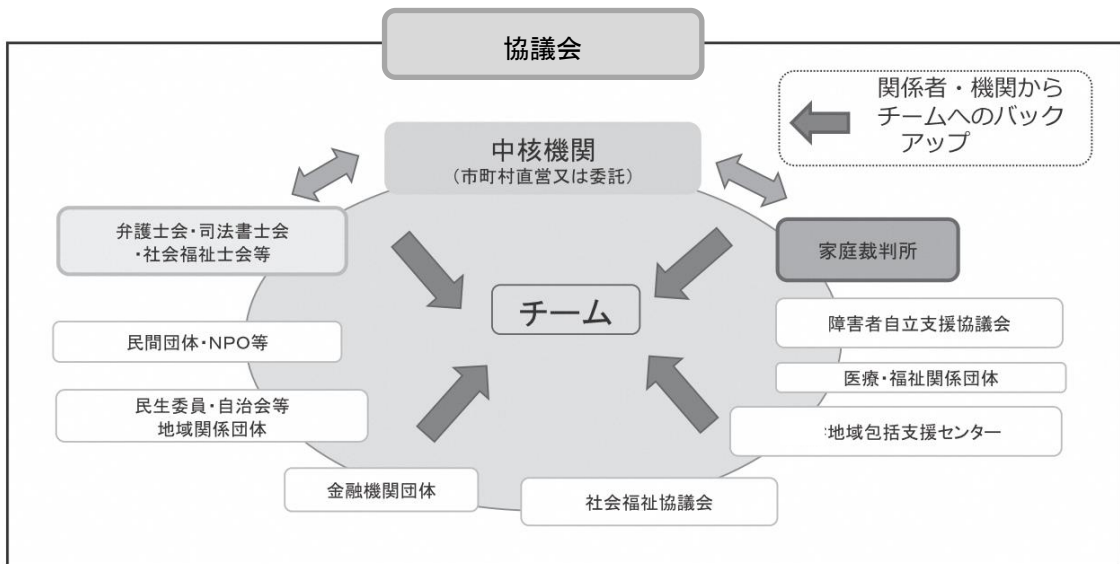
③ 中核機関の機能

広報機能	成年後見制度について、パンフレット作成・配布、研修会の開催など普及啓発を積極的に行います。
相談機能	相談体制を強化し、多方面からの多様な相談を受けます。相談者のニーズを見極め、必要な支援につなげます。
成年後見制度 利用促進機能	成年後見の申立てに関わる支援や適正な候補者の選任を行います。 ① 受任者調整（マッチング）等の支援 ② 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
後見人支援機能	後見人等の活動を支援します。

④ 中核機関の設置時期

令和5年度

■ 地域の連携イメージ



※チームとは、本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくります。

③虐待等の早期発見・早期対応【健康福祉課・子育て支援課】						
内容	○児童虐待，高齢者虐待やDVに関する相談・防止体制の強化を図るとともに、啓発活動を充実していきます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	相談、体制の強化	実施・見直し	→			

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきましょう
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用しましょう
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員児童委員など、関係機関へつないでいきましょう

施策2 保健・福祉サービスの充実

現状と課題

複雑化・多様化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

本町では、制度やサービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されるよう、広報紙やホームページなどにより情報提供に努めていますが、その一方でアンケート調査では、情報提供や相談体制の充実に関する回答が多くなっています。

今後、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、関係機関が連携し、多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の具体的な情報提供の方法について検討することが必要となっています。

また、高齢化率の上昇などに伴い、介護需要が高まり、介護事業所における介護福祉士やヘルパーなど福祉介護人材の不足が深刻化しています。

さらに、保育に係る人材についても、深刻な不足が続いています。このため、介護や保育などの人材の定着に向け、処遇改善やキャリアパスの確立などが急務の課題となっています。

施策の方向性

(1) 情報提供の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービスや子育て支援などの分野別パンフレット等を作成するとともに、ホームページやSNSを積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 高齢者や障害者、外国籍の人など情報の入手が困難な人に配慮した情報提供に努めます。

【具体的な取組】

①町民に分かりやすい情報提供【企画財政課・健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○福祉に関する情報を町民に分かりやすく提供するため、町ホームページや広報紙等の活用だけでなく、ケーブルテレビなど情報発信の媒体を創意工夫して積極的な情報提供を図ります。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	分かりやすい情報提供	調査・研究	関係部署で検討・実施	→		

②制度等の周知促進【健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○各種福祉制度の改正内容などを周知するため、わかりやすいリーフレットの作成やホームページ・SNSの活用、出前講座などを行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	周知促進	実施	→			必要に応じて見直し

(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

- 関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。
- 専門部会を発展的に継続実施し、課題やニーズの把握、地域への情報提供などの運営支援を通じ、地域における、特性に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進します。

【具体的な取組】

①各種福祉サービスの提供【健康福祉課・子育て支援課】						
内容	○高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援プランなどに基づき、必要なサービスが適切に提供できるよう、福祉事業者への助言、調整に努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	連携強化	推進	→			

②福祉ニーズの把握【健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター・福祉相談センター、警察及び民生委員児童委員等関係者との連携を密接にし、町民の福祉ニーズを把握することに努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	関係機関との連携強化	実施	→			

(3) 福祉サービスの維持と人材の確保

- 医療・介護・福祉などの専門職の人材確保・定着に向け、専門性や質を高める人材育成などの取り組みを促進していきます。
- 福祉事業所や大学などと連携・協力して学生向けの事業所紹介・就職マッチング等に取り組むほか、先進自治体の動向などを調査研究してその結果を事業所と情報共有するなど、幅広く人材確保支援に取り組めます。

【具体的な取組】

①人材の発掘・就労支援【健康福祉課・子育て支援課】						
内容	○医療・介護・福祉などの専門職の資格を持ちながら、活かしていない人材の活用を図るため、専門職団体等と連携し、再就職先や待遇などの情報提供や紹介に努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	既存の人材バンクの活用	調査・研究	検討	連携	→	

②介護のノウハウなどの向上支援【健康福祉課】						
内容	○事業所や関係機関などの協力を得て、家族介護者などが介護の方法やノウハウなどを学ぶ・体験する機会を提供します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	機会の提供	検討	実施	→		

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 回覧板や広報紙などに目を通すようにしましょう
- 身近な地域の情報発信に努めましょう
- 交流の場や相談窓口を活用しましょう
- 情報が届きにくい人がいれば、声をかけましょう

施策3 多職種による連携体制

現状と課題

福祉活動においては、町民の相談役である民生委員児童委員がその中心を担っており、民生委員児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠となります。

しかし、その役割と活動内容を理解している人は少なく、仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、担い手が不足しています。加えて、活動への実態と評価に隔たりもあり、実態に即した活動を展開するための課題解消に向けた対策が求められます。

また、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築することが求められます。

解決のためには、地域内の様々な分野・職種がつながり、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進めます。

施策の方向性

(1) 民生委員児童委員活動の支援

- 民生委員児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 民生委員児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

【具体的な取組】

①民生委員児童委員の支援【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○地域の事情に精通し、困っている人に寄り添って、相談や援助などを行う民生委員児童委員の確保に努めるとともに、多様化・複雑化する生活課題に関する知識やノウハウなどの習得を支援します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	支援体制の強化	実施	→			

(2) 福祉・医療・教育など多様な分野との連携

○町が核となり、総合的な地域福祉ネットワークを構築するとともに、地域福祉のコーディネートの機能強化を図り、課題把握から解決までを円滑にし、より広く強いつながりをつくります。

【具体的な取組】

①多職種連携ネットワークの充実【健康福祉課・子育て支援課】						
内容	○福祉事業所が抱える運営などに関する課題などの解決に向け、職員研修会や研究会の開催、情報交換・交流の機会づくりなどを検討します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	参加機関の拡大	実施	→			

②多職種連携研修・会議の充実【健康福祉課・子育て支援課・学校教育課】						
内容	○より近い地域で活躍する専門職同士が集まって研修・会議を行うことで、お互いの役割の再確認や課題の共有を日常化し、問題発生時に専門職同士が連携し合える「顔の見える関係づくり」を推進します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	研修内容の充実	実施	→			

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう
- 地域の中で互いを支え合える仕組みをつくり、関係機関とのつながりを持ちましょう
- 民生委員児童委員などの活動を理解し、協力しましょう
- 町や社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう

基本目標3 交流を大切にす計画

施策1 地域コミュニティの活発化

現状と課題

町民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。

アンケート調査では、地域において近所付き合いが減少しており、若い世代ほど付き合い自体が薄くなってきている状況がうかがえ、本計画の専門部会においても地域の課題として多く挙げられています。

地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境が必要であり、近所とのあいさつや声かけを積極的に行い、行政区・自治会や子ども会・育成会などの活動を通じて、身近な地域において多くの人と交流を図ることが必要です。

また、専門部会において、行政区の加入者が減っているという問題が挙げられました。

今後ますます高齢化が進んでいく中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。小さなコミュニティ単位で、町民と地域のつながりを保ち、見守り支え合うことが求められます。

施策の方向性

(1) 近所つながりと交流の場づくり

- 少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、子どもから高齢者まで多世代が集い、行政区の良好なコミュニティ形成を図っていきます。
- 認定こども園や小・中学校、高等学校における各種の行事などとおして、地域の人々や高齢者、障害者などとの交流の場を設け、互いのつながりを作っていきます。
- 町民の公共施設の利用を促進し、交流の場として有効活用を図ります。

【具体的な取組】

①認定こども園、小・中学校、高等学校と町民の交流の促進						
【健康福祉課・子育て支援課・学校教育課・生涯学習課・社会福祉協議会】						
内容	○認定こども園、小・中学校、高等学校の学校行事や地域の行事などを通じて、地域の高齢者や障害者などとの交流を図ります。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	交流の促進	実施	→			

②地域活動と交流の拠点づくりの推進【健康福祉課】						
内容	○地域における活動や、子ども・障害者・高齢者などが集まる多世代交流の場に福祉サービス施設を利用するなど、地域福祉の推進を目的とする拠点づくりの推進を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	拠点づくり	関係機関と協議	→	実施	→	→

(2) 地域活動組織等の支援

○身近な地域活動組織である行政区や自治会、老人クラブ、消防団などに携わる担い手の育成に取り組んでいきます。

○行政区、老人クラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組めます。

【具体的な取組】

①地域活動組織の支援と加入の促進【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○地域活動組織への町民の加入を促進し、活動を通じたコミュニティの形成を図ります。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	活性化に向けた支援	検証	実施	→	→	→

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 「おはよう」「おかえり」など、あいさつを積極的にいしましょう
- 行政区・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加しましょう
- お祭りなどの地区行事に参加しましょう
- 積極的に声掛けをして、イベントなどへの参加を促しましょう
- 子ども会やサロン活動などに参加しましょう
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮しましょう

施策2 健康づくり・生きがいづくりの推進

現状と課題

疾病予防として町民の自発的な健康づくりも欠かせません。また、健康づくりや介護予防の活動は地域の人をつなぐを深める重要な機会であり、地域包括ケアの観点からも地域福祉の仕組みづくりの重要な鍵になると考えられます。

本町では、健康づくり意識の普及啓発を図り、若者から高齢者までが生涯現役でいきいきと暮らせることを目指して、那珂よし健康ポイント事業を実施しています。

今後も、地域での新たな交流の場としての「住民主体の通いの場」を支援することにより、健康でいつまでも元気に暮らし続けられる地域づくりを進める必要があります。

施策の方向性

(1) サロン・健康づくり教室の活動の場づくり

- 生涯を通じた健康づくりに対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。
- 地域の人同士のつながりを深めるため、「サロン活動」などの支援（企画支援など）を行います。
- シルバー人材センターなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

【具体的な取組】

①健康づくりの教室・イベントの充実【健康福祉課】						
内容	○教室やイベント等の機会に健康づくりのプログラムを推進します。 ○多様な世代が積極的に参加できる健康づくりの教室やイベントを実施します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	教室・イベントの充実	実施				

②サロン開催に向けた相談、立ち上げ支援【社会福祉協議会】						
内容	○町民参加の小地域活動として、ふれあい・いきいきサロンの全町的な広がり推進を図るため、様々な支援を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新規サロンの立ち上げ支援	実施				

③つどいの場（居場所づくり）の充実【健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	<p>○身近な地域での高齢者を中心としたつどいの場を土台に、多世代交流の場や、障害の有無に関わらず誰もが参加でき、多様性を認め合える共生型のつどいの場、日々の見守りや早期のSOSなどニーズキャッチできるつどいの場など多様なつどいの場づくりを推進します。</p> <p>○つどいの場を活用し、社会から孤立しがちな人や世帯が役割を持ち、地域とつながる機会を提供します。</p>					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	共生型サロンの開催	検討	→	ニーズに応じ 試行	→	→

④シルバー人材センターなどの活動支援【健康福祉課】						
内容	<p>○シルバー人材センターなどの充実を図るため、研修やサポート体制の充実を図り、気軽に依頼・利用できるよう、仕事・業務の開拓や広報・啓発活動を支援します。</p>					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	シルバー人材センターの活動支援	実施	→	→	→	→

（2）サロン・健康づくり教室の担い手の育成


○サロンや教室を企画運営するリーダーの研修会などを開催し、活動の指導者の資質向上を図り、仲間づくりや団体の活性化を支援します。

【具体的な取組】

①サロン・健康づくり教室の担い手の育成【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	<p>○各種リーダーを養成するための研修や講座を開催します。また、関係機関等と連携し、ボランティア等のリーダーを養成する場や機会の提供に努めます。</p>					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	研修や講座開催	実施	→	→	→	→

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じてかかりつけ医に相談しましょう
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めましょう
- ストレッチやウォーキングなどで、積極的に体を動かしましょう
- 健康教室や介護予防教室などに積極的に参加しましょう
- 地域において介護予防のための体操教室の開催・運営を行いましょう

基本目標4 次世代を育む計画

施策1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上

現状と課題

地域福祉を進める上で、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持つかけがえのない存在としてお互いが認め合うことが重要です。

また、子どもが健やかに成長していくためには、福祉のこころを育むことが大切であり、そのためには、認定こども園や学校などにおける地域との交流や体験を通じ福祉教育等の取り組みが重要となっています。

併せて、地域で気軽に学べる機会を創出することにより、地域における福祉活動の広がりにつながることを期待されます。

一方で、講座などへの参加者が、高齢化、固定化している傾向が見られるとともに、子育て世代や若年層の参加率が低く、活性化が課題となっています。

福祉意識を育むには、子どもから大人まで、地域の全ての人々が日頃から関心を持ち、活動に参加しようとするのが大切です。

今後も、行政と関係機関及び団体などが連携して、子どもから大人まで、生涯にわたる学習の機会を充実し、人権や福祉の意識づくりを進めていくことが望まれています。

施策の方向性

(1) 地域への関心と愛着の向上

○広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。

○各種行事やイベントの開催を通じて、地域のつながりと愛着の形成を促します。

【具体的な取組】

①分かりやすい情報提供の推進【企画財政課・健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○当事者団体やボランティアなどの協力を得て、わかりやすいリーフレットなどの作成、音訳や手話、支援者などによる情報提供などを進めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	分かりやすい情報提供	実施				

②福祉のイベント等の開催【健康福祉課・子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○当事者団体やボランティア団体、福祉事業所などが主体となり、福祉機器や介護などを体験・実習する機会づくりを検討します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	イベントの見直し・開催	検討	実施	→		

(2) 地域の魅力の発見とPR

- 子どもが学校や地域のなかで、体験や交流を通じた福祉教育に取り組み、福祉意識の醸成と地域の愛着の向上を進めるとともに、学びを活かした地域社会におけるボランティア等の実践を促進します。
- 町民がいつまでも那珂川町に「住み続けたい」、また、一旦離れても「帰りたい」と思えるように、町に対して愛着の醸成に努めます。

【具体的な取組】

①自然や歴史を活かした地域への愛着を育む事業の展開【企画財政課・産業振興課・生涯学習課】						
内容	○郷土理解や自然に親しむことのできる体験学習の機会を提供し、自らが地域への関心と愛着を深め、地域福祉活動に共感する力を養います。 ○「暮らしたいまち」、「訪れたいまち」となるため、那珂川町の産業や教育、文化、福祉などの町の総合力を高めるとともに、町の魅力を発見し、情報発信します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	体験学習	実施	→			
	情報発信	実施	→			

(3) 福祉意識の向上

- 各小・中学校、高等学校における「総合的な学習の時間」などの中での福祉体験学習や、人権教育、生涯学習の充実、福祉講演会の開催などを通じて、町民の福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。
- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃から福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

【具体的な取組】


①福祉を学ぶ機会づくりの推進【健康福祉課・学校教育課・社会福祉協議会】						
内容	○広く町民を対象に、事業所や当事者団体、ボランティアとの協働により、利用者などとの交流・ふれあいなどを通じて、ハンディキャップのある人の問題や支援方法などを学ぶ機会を充実します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	福祉教育の推進	実施	→			

②福祉体験学習の実施【社会福祉協議会】						
内容	○職員やボランティアが各小・中学校、高等学校に出向き、車いす、高齢者疑似体験など各学校のニーズに応えたプログラムを提供し、福祉意識の醸成に努めます。また、各学校へ車いすなどの機材の貸し出しを行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	福祉体験学習の充実	実施	→			

③地域課題の解決策の検討【健康福祉課】						
内容	○支援を要する人、悩みや不安などを抱えている人などに関する課題を整理し、解決策などを研究・検討する場を設定します。 ○町民が地域での地域福祉の取り組みの現状や課題等について、主体的に話し合うことで、今後の町民による助け合い、支え合いのきっかけづくりに資するとともに、その結果を地域福祉計画・地域福祉活動計画に反映します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討の場の設置	関係各課で協議	事業所と協議	実施	→	
	町民の参画	検討	→	座談会の実施	→	計画への反映

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう
- 日頃からのあいさつを心がけましょう
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう
- 福祉に対する理解を深めましょう
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう
- 行政区や地域の活動に協力しましょう

施策2 子どもがすくすく育つまちづくり

現状と課題

近年、少子化や核家族化が進み、周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくかったり、孤立感や育児不安を抱える場合があります。特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

施策の方向性

(1) 子育て情報の発信

○子育て支援などの福祉サービスの情報提供については、広報紙やホームページなどによる情報提供をはじめ、保健事業、各種団体のイベントなど、さまざまな機会を通じて情報を発信するとともに、地域における福祉活動の情報についても提供していきます。

【具体的な取組】

①子育て支援に関する分かりやすい情報提供【子育て支援課】						
内容	○町内の子育て関連情報を集約した冊子を作成し配布するとともに、ホームページなどを通じて情報提供の充実に努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	情報誌発行	作成及び配布				

(2) 安全に遊べる場の確保

○子どもが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、さまざまな感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくりにとっても必要です。地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもの成長を支えるためには、安全な場所の確保が求められています。

【具体的な取組】

①安全に遊べる場の確保【子育て支援課・建設課・社会福祉協議会】						
内容	○地域の人々の憩いの場、交流の場として、また、子どもたちが元気で安全・安心に遊べる場の整備に努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	遊具の点検	実施	→			

(3) 子育て世代が交流できる場づくり

○子どもの成長と子育てを支援するため、保育や幼児期の教育の確保を図るとともに、子どもや親同士が気軽に交流できる場や相談する場の提供を行います。また、子育て世代だけでなく、多世代が交流できる機会を充実させます。

【具体的な取組】

①子育て支援センター事業【子育て支援課】						
内容	○子育て支援センターわかあゆを運営し、子育て支援の充実を図ります。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	子育て支援センターの充実	実施	→			

②多世代交流機会の提供【子育て支援課・社会福祉協議会】						
内容	○認定こども園などの協力を得て、福祉事業者などでの子どもや高齢者などの交流・ふれあいの機会を充実します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	高齢者と子どもの交流事業の活性化	推進	→			

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 子育て支援の情報や、子育て支援相談の窓口等を活用しましょう
- 子育て支援センターを利用したり、サークル活動などに参加しましょう
- 地域の祭りやイベント、遊びなどに参加して世代間交流を図りましょう

施策3 地域福祉の担い手の育成・支援

現状と課題

社会経済情勢や価値観・生活様式の多様化が進み、介護や子育てなどの悩みや不安を抱え、支援や助言などを必要とする人が増えています。また、人との交流やコミュニケーションが苦手な人、ボランティアへの関心が薄い人などが増えています。

このため、地域に対する愛着が薄れ、地域の連帯感が希薄になり、行政区への加入率が低下しており、地域行事やイベントへの参加者も固定化され、担い手の高齢化や不足が大きな問題となっています。

地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を生かした工夫を図ることが必要です。

特に、健康づくり（介護予防）活動、高齢者同士の支援活動、地域包括ケアシステムを推進していく観点からも、ボランティアが地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりの重要な鍵を担うと考えられます。


施策の方向性

（1）ボランティアの人材やリーダーの育成

- 地域活動やボランティア活動などに参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- 研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。
- 様々な経験をもった人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

【具体的な取組】


①地域活動やボランティア活動への参加・参画促進【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○地域活動やボランティア活動に興味のある人の地域行事やイベントへの参加を促し、新たな担い手としての参画を促進していきます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人材育成と発掘	実施				


②有償活動の展開促進【健康福祉課・社会福祉協議会】						
内容	○町民が持てる能力や技能・経験などを活用し、日常生活での困りごとの解消や簡単な手助け・支援の取り組みが展開できるよう、有償活動の意義やねらいなどを周知し、有償活動の展開を検討していきます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	有償活動の展開	検討	関係機関と協議			試行

(2) ボランティアセンターの機能の強化

○地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と支援してほしい人（ニーズ）を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。

【具体的な取組】

①ボランティアセンターの強化【社会福祉協議会】						
内容	○新規ボランティアの発掘や育成、ボランティアグループの活動支援により、ボランティアを確保するとともに、様々なニーズの把握を行い、ボランティアと支援を希望する方の派遣調整（マッチング）を行います。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	センター機能の強化	推進				

②ボランティア登録者の拡充【社会福祉協議会】						
内容	○各種ボランティア講座などを充実し、修了生のボランティア登録を促進します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	講座開催	実施				

(3) ボランティア活動の活性化

- ボランティアセンターや町ホームページにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。
- 事業所における社会貢献活動の参加を推進します。

【具体的な取組】

①情報発信・提供の充実【企画財政課・社会福祉協議会】						
内容	○地域活動やボランティア活動に関心や興味がある人などの活動のきっかけとして、地域や町民活動団体、ボランティア活動団体などの情報を提供します。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	情報提供の充実	実施	→			

②ボランティア団体等の活動の支援【社会福祉協議会】						
内容	○団体の活動に必要な情報の提供や機材の貸出しなどを行い、活動団体の支援に努めます。					
目標	目標の内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	ボランティアセンターによる支援	実施	→			

町民（自助）や地域（互助）のみなさんに期待すること

～町民や行政区、自治会、事業者、NPO、ボランティアなど～



- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加しましょう
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう
- 地域の支え合い・助け合い活動を活発にしていきましょう
- 行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう。

第5章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての町民です。町民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する行政区（自治会）、民生委員児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、それぞれ期待する役割を以下に記します。

（１）町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として、福祉施策への意見を表明したり、自らがボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が期待されます。

（２）行政区（自治会）の役割

行政区（自治会）は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の共創に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

（３）民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、町民と関係機関をつなぐ役割を担っており、福祉サービスのはざ間にある人や福祉サービスを利用したがない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

（４）地域の活動団体の役割

地域の活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が期待されます。

（５）福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、町民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(6) 社会福祉協議会の役割

平成12年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への町民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(7) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などを推進します。

2 進行管理

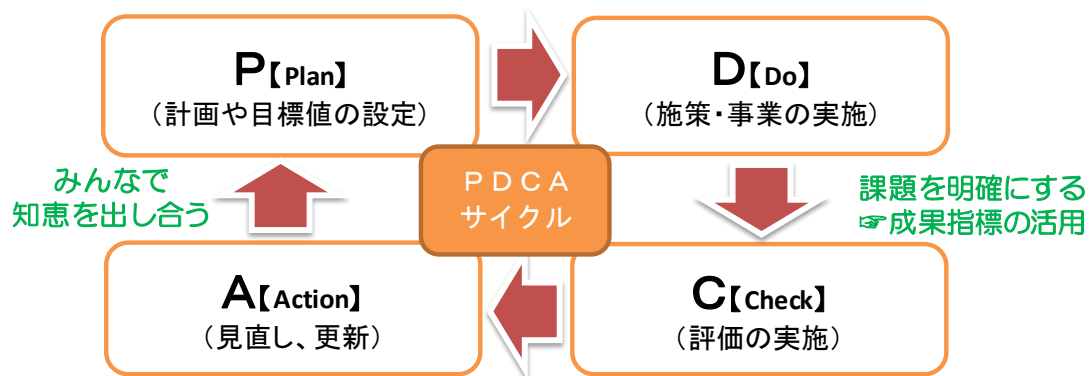
(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、町と社会福祉協議会が中心となり、庁内関係各課をはじめ各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画の評価機関として、「那珂川町地域福祉推進委員会（仮称）」を設置します。本計画は、令和3年度を初年度とする5か年の計画であることから、令和5年度に中間評価を行い、実施体制や方法などを見直し、継続的な改善を進めていきます。施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行うことで、次期計画の策定へとつなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

資料編

1 策定委員名簿

No.	氏名	団体名
1	木村 透	那珂川町医師団
2	薄井 忠恵	那珂川町老人クラブ連合会
3	益子 純恵	那珂川町生活支援推進協議会介護事業者部会
4	関 和 晋	那珂川町生活支援推進協議会ケアマネジメント部会
5	笹沼 之子	那珂川町身体障害者福祉会
6	藤田 裕之	那珂川町自立支援協議会事業者部会
7	桐原 幸子	那珂川町自立支援協議会相談支援部会
8	大金 由利子	那珂川町家庭教育オピニオンリーダーこうまの会
9	露久保 成子	那珂川町立なかのこ認定こども園保護者会
10	高堀 孝男	那珂川町青少年育成協会
11	小堀 満雄	那珂川町行政区長連絡協議会
12	小森 敏彦	那珂川町行政区長連絡協議会
13	屋代 昌子	那珂川町民生委員児童委員協議会
14	益子 純恵	那珂川町議会
15	大石 剛史	国際医療福祉大学准教授
16	郡司 あや子	一般公募

2 策定庁内・社協連絡会委員名簿

No.	所属	氏名	部会
1	総務課	杉本 篤	セーフティネット整備部会
2	企画財政課	奈良 大輔	誰もが暮らしやすい地域づくり部会
3	住民課	齋藤 昌代	次世代育成部会
4	建設課	大金 典彦	誰もが暮らしやすい地域づくり部会
5	産業振興課	星 善 浩	福祉サービス促進部会
6	生活環境課	星 裕 之	誰もが暮らしやすい地域づくり部会
7	学校教育課	鈴木 浩史	セーフティネット整備部会
8	生涯学習課	田 角 章	次世代育成部会
9	子育て支援課子育て支援係	藤田 寿彦	次世代育成部会
10	子育て支援課母子保健係	高橋 麻紀	福祉サービス促進部会
11	健康福祉課	大森 新一	—
12	健康福祉課健康増進係	磯野 律子	次世代育成部会
13	健康福祉課高齢福祉係	永 森 強	セーフティネット整備部会
14	健康福祉課社会福祉係	仲野谷 智子	—
15	健康福祉課社会福祉係	立花 喜久江	福祉サービス促進部会
16	健康福祉課社会福祉係	佐藤 理瑛	誰もが暮らしやすい地域づくり部会
17	健康福祉課 地域包括支援センター	益子 利枝	セーフティネット整備部会
18	社会福祉協議会	小川 一好	—
19	社会福祉協議会	黒澤 幸司	次世代育成部会
20	社会福祉協議会	大森 光子	福祉サービス促進部会
21	社会福祉協議会	熊田 美沙	セーフティネット整備部会
22	社会福祉協議会	小山田 友和	—
23	社会福祉協議会	加藤 美智子	誰もが暮らしやすい地域づくり部会

第3期 那珂川町地域福祉推進プラン

—那珂川町地域福祉計画・那珂川町地域福祉活動計画—

発行年月 令和3年3月

発行 栃木県那珂川町・那珂川町社会福祉協議会

編集 健康福祉課 社会福祉係

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

☎0287-92-1119

那珂川町社会福祉協議会

〒324-0613

栃木県那須郡那珂川町馬頭 560-1 (馬頭総合福祉センター内)

☎0287-92-2226
